

米軍基地関係特別委員会記録
<第2号>

令和元年第6回沖縄県議会（11月定例会）

令和元年12月17日（火曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第2号>

開会の日時

年月日 令和元年12月17日 火曜日
開 会 午前10時0分
散 会 午後3時45分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 陳情平成28年第39号、同第78号、同第117号、同第119号、同第124号から同第127号まで、同第138号、同第153号、同第161号、同第163号、同第167号、同第168号、同第175号、同第178号から同第183号まで、陳情平成29年第13号、同第20号の4、同第23号、同第25号、同第27号、同第28号、同第31号、同第44号、同第79号、同第81号、同第99号、同第116号、同第117号、陳情平成30年第27号、同第28号、同第70号、同第95号、同第96号、陳情第6号、第10号、第12号、第17号、第18号、第33号、第41号、第43号、第51号、第55号、第56号、第67号、第68号、第83号、第97号、第113号及び第114号
- 2 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（10月以降の米軍関係の事件・事故について）
- 3 軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立（金武町における照明弾落下事故について）
- 4 金武町における照明弾落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出について（追加議題）
- 5 閉会中継続審査・調査について
- 6 視察調査日程について

出席委員

委員長	仲宗根	悟	君
副委員長	親川	敬	君
委員	山川	典二	君
委員	花城	大輔	君
委員	末松	文信	君
委員	照屋	守之	君
委員	宮城	一郎	君
委員	照屋	大河	君
委員	新垣	清涼	君
委員	瀬長	美佐雄	君
委員	渡久地	修	君
委員	金城	勉	君
委員	當間	盛夫	君

委員外議員 なし

説明のため出席した者の職・氏名

知事	公室	長	池田	竹州	君
基地対策	統括	監	金城	典和	君
参事兼	基地対策	課長	溜	政仁	君
辺野古新	基地建設	問題対策	多良間	一弘	君
環境部	環境企画	統括	松田	了	君
環境部	環境保全	課長	普天間	朝好	君
土木建築	部土木整備	統括	照屋	寛志	君
企業局	配水	管理	上地	安春	君
教育庁	県立	学校教育	玉城	学	君
警察本部	刑事	部長	島袋	令	君
警察本部	交通	部長	宮城	正明	君

○仲宗根悟委員長 ただいまから、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

陳情平成28年第39号外55件、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る10月以降の米軍関係の事件・事故について、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る金武町における照明弾落下事故について、閉会中継続審査・調査について及び視察調査日程についてを一括して議題といたします。

本日の説明員として知事公室長、環境部長、土木建築部長、企業局長、教育長、警察本部刑事部長及び同交通部長の出席を求めています。

まず初めに、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る10月以降の米軍関係の事件・事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、警察本部刑事部長の説明を求めます。

島袋令刑事部長。

○島袋令刑事部長 おはようございます。

令和元年10月から11月末までの米軍構成員等による刑法犯の検挙状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等の刑法犯検挙は、6件8人となっており、前年同期と比較して1件2人の増加となっております。

罪種別では、粗暴犯が2件2人、窃盗犯が1件1人、風俗犯が1件1人、その他が2件4人となっており、これらの事件については、那覇地方検察庁に送致しております。

御審査のほど、お願いします。

○仲宗根悟委員長 刑事部長の説明は終わりました。

次に、警察本部交通部長の説明を求めます。

宮城正明交通部長。

○宮城正明交通部長 続きまして、本年10月から11月末までの米軍構成員等による交通事故の発生状況について御説明いたします。

同期間における米軍構成員等による交通人身事故は22件発生し、前年同期と比べ8件の減少となっております。

交通死亡事故の発生はありません。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 交通部長の説明は終わりました。

これより、10月以降の米軍関係の事件・事故について質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 先日、県外の町議会議員から県内の大麻の一特に高校生含めての流通されたような実態がありました。その中に軍関係者がいるような報道がありましたが、それについてちょっとわかりましたら詳述をお願いできませんか。あるいはこの中に入ってるのかとか。その確認をお願いします。

○島袋令刑事部長 本件はいわゆる議員一福岡の議員ですか。この事件に関しては端緒として高校生を補導したところ、それを持っていたというところから手繰っていったところ、報道等でもございましたけれども、トータルとして20人。そして日本人が12人、一般外国人が4人、軍属が3人、軍属の家族が1人という状況で検挙したものでございます。

結局、簡単に申し上げますとみんなつながっていてですね、誰から買った、誰から譲り受けたかということになって、本物のというか本ボシのほうに来まして、本ボシはもらったのが県外のほうにいたという流れです。そもそもが大体インターネットとかですね、そういうところから入手した種を栽培したというのが横に広がっているというのが、大麻に関しては大まかな流れとなっております。

○山川典二委員 その中にお客さんとしての軍人・軍属じゃなくて、中で仲介でそれを販売しているというような話もあるんですがその辺の確認はいかがですか。

○島袋令刑事部長 本件についてはその軍属の者が販売、この者も販売したんですけど、もともとのものは県外の者から入手してそれを販売しているというところなんですけども、その軍属の人間がですね、沖縄県にいるとき一県外に

いるその者が、沖縄にいるときに知り合っという人間関係・ネットワークから大麻を入手して、本人が栽培をしてまた県内において横の販売をしていたというものの流れになっています。

○山川典二委員 これ私はある意味氷山の一角と言ったらちょっと語弊があるかもしれませんが、かなり流通して出回っているんじゃないかなということ非常に危惧するんですけども、特に米軍・軍属のほうからの一アメリカ合衆国では大麻が法的に自由に売買ができるようなところもありますよね。その影響等含めて、県警として対応策といいますかね、あるいは情報の収集・分析等とは、中でそういうセクションがあるのか、あるいはそういう議論をされてるのか。対応策等について、もし今わかる範囲でいいですからお願いします。

○島袋令刑事部長 暫定値でありますけれども新しいところで12月9日現在ですけれども、全体として薬物の検挙は185人となっております。これは昨年同期と比べて184件ですのでプラス1件の状況。内訳で見ますと、ことしに入っの特徴として挙げられるのは、非常に大麻がふえているということです。185件中139件が大麻。去年は84件ですから、かなりプラス55件となっております。一方、覚醒剤のほうはことしは36件。去年が85件ですので、マイナス49件ということで大麻のほう非常に流通していると。これに関しては幅広い一報道にもありましたけれども、いわゆる未成年からある意味年配といった方、あと職歴もかなり広い範囲でなっていると思いますということで、これは結局ネットワークですね。SNSとかいわゆる裏サイトで、そういうのが販売されているという今そういう時代ですね。こういうふうにネットワークで広がるということが背景にあると思います。また、大麻に関してはやはり覚醒剤と違って感覚的に入りやすいといいますかね、一部報道の中でも合法じゃないかという部分も言われているしカナダでも合法化されたとか、委員おっしゃるように米国内でも合法とされているところがあるというところが、やはり喫煙と同じような感覚で入ってくるという傾向があるのではないかと考えております。これに関しては、少年事件、少年事案が今回も多発しましたけれども、生安部の少年課のほうでそういう学校等々について薬物教育の一教養等やっております、ということを実施しておりますし、基本的には警察としては他の取り締まり機関、麻取とかですね、そういうところと連携して根絶するという取り締まりのほうも、両サイド一両輪で取り組んでいるという状況でございます。

○山川典二委員 ありがとうございます。基本方針よくわかりましたので、

これあれですか、ネット販売一特に海外からのネット販売を監視あるいは防止をするということは皆さんのほうで今できないんですか。ちょっと単純な質問で申しわけない。

○島袋令刑事部長 海外といいますか、この闇サイトっていうのは国内のほうでされているのが実情であります。これに関しては既にそういうサイトというんですかね、そういうところを検索していわゆる大麻に係る、栽培に係る、あるいは使用に係るパイプとか、いわゆる用具を販売、売りますよというようなところから入り口にして、捜査を進めているというのが実情ではございます。

○山川典二委員 わかりました。ありがとうございました。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
末松文信委員。

○末松文信委員 おはようございます。

この説明資料を見ると米軍構成員等による刑法犯検挙状況、それから人身事故発生状況についてですけれども、それぞれ減少しているという状況があります。それぞれについて何か要因はどんなことなのかちょっと教えていただけますか。

○島袋令刑事部長 刑法犯関係を申し上げますと、委員おっしゃるように年々一若干上ったり下ったりはしますけれども、傾向としては減少傾向にあると思います。これについては県警としては取り締まりする側ですので、発生しないと、いわゆる刑法犯については対応できないという部分がありますけれども、発生させないという部分で米側のほうでもそれなりの教養等々が浸透しているのではないかというふうに考えています。

○末松文信委員 ありがとうございます。
じゃあ交通事故のほうも。

○宮城正明交通部長 一概にですね前年対比でありますので、前年の増減によってことしのほうが減少とか増加とかっていうのはあったりするんですけども、刑法犯の関係も同じように、交通事故等の減少については米サイドでも交通安全教育、これについて非常に取り組みがありまして、これについては県警

サイドのほうから出前っていうか出向いていってですね、常にこういう広報啓発、安全教育について特に新兵というか新しく配置になった人たちについては県内の交通規制の状況とかですね、あとはアメリカ本国との交通事情の違いとかそういったもの、あるいはまたバスレーンとか飲酒運転についての県警サイドの取り組みとか、そういったものの教育をしていって、これが地道に減少に結びついてきているのではないかと考えております。

○末松文信委員 ありがとうございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 交通部長、今のこの講習等を皆さんがね、やられているこの米軍の分があるということなんですけど、これは定期的にやられているのか、向こうから一米軍側から要請があったらそういう形で出向いてやるのか、何かそういったのはあるんですか。

○宮城正明交通部長 米サイドから要請がある場合もあるし、また定期的にと
いうか先ほどお話ししたように、特に新しい配置があったりした場合とか、例えば今回であれば道路交通法のながら運転等の法改正とか、そういったものがある場合、あるいはまた米軍の交通事故あるいは飲酒の検挙等がふえたり、そういうタイミングを見てこちらのほうからまた交通安全教育についてって
ことを申し入れしてやっていくっていう二者一両方で、要請を受けたりこちらからっていう形をとりながらやっている状況です。

○當間盛夫委員 米軍のMP関係含めた米軍サイドと県警の定期的なそういった
会合等々もあるんですか。

○宮城正明交通部長 その事故とかですね一事件・事故そういったものがあ
った場合のタイミングで申し入れをしたりする場合もあるんですけども、それ以外には
またせんだって意見交換—飲酒運転の関係で県も含めて、県警も米サイドも
ということで意見交換、特に飲酒運転根絶と今回の12月の法改正の関係の
意見交換をしたってというような状況があります。

○當間盛夫委員 ちなみになんですけど、この米軍はどうしても異動関係が出

てくる。交通違反だとかそういうのがあるときに、もちろん米軍だからこの違反切符がないということはないですよ。その辺の滞納っていったらおかしいんですけど、そういったものの状況というのはどうあるんですか。

○宮城正明交通部長 罰則—そういった処理については同じような状況でやっているということで……。

○當間盛夫委員 だから同じ状況でやってると思うんですよ。ところが切符切って渡しはするけど本国に帰るとかっていうことになってくると、そういう意味での不払いの部分でのものがどうあるのかとか、これがどう処理されるのかっていうのが……。

○宮城正明交通部長 ゼロとは言いませんけれども憲兵と連携をしてですね、しっかり納めていただくような形をして、ほとんどが納めているという状況でありますけれども、ただゼロとは言えないという状況はあります。

○當間盛夫委員 ありがとうございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
新垣清涼委員。

○新垣清涼委員 粗暴犯がちょっと2件で—2件だから少ないかもしれませんが、この前年同月比で出ているものですから少ない多いという話になるんですけど、米軍憲兵隊というのはですね、皆さんの連携についてなんですが、つい最近も民家に押し入って勝手口のガラスを割るという事件がありましたですね。こういう恐らく新兵かなと思うんですが、若い兵隊だったようですので。新しく兵隊が配置されてくる、配置がえで沖縄に来たときに、講習みたいなことは皆さんのほうでもやっていますか。

○島袋令刑事部長 先ほど交通部長のほうからもお話がありましたけれども、新兵が来たときには米側のほうが主催してこちらのほうから行ってですね、出向いて先ほど申し上げたみたいに交通の関係とか、今は沖縄の歴史とか文化とかもろもろのそういう状況について教養しているというふうに承知しています。

○新垣清涼委員 恐らく米軍は日米地位協定によってあなた方の身分は守られていますよという教えをしていると思うんですね、私の想像ですよ。だから、民間地域に行ってもこういう粗暴な行為が許されると本人たちは誤解をしているんじゃないかなと。だから酒飲んで勢い余ってその民間に一自分の欲求を満たすためなのか何かわかりませんが、そういう行動に出るんじゃないのかな。だから、新兵が来たときには米軍が主催するそういう新兵に対する教育のときにぜひその県警もですね、参加を申し込んで沖縄県はこういう日本の法律はこうなっているんだよということをやっていたきたいんですが、その辺はどうでしょうか。

○島袋令刑事部長 先ほど申し上げてまいりましたけれども、新兵が来たときにはそのような協議をしているという……、ですけれども、さらにそういう状況を踏まえながら適切に対応していきたいと考えています。

○新垣清涼委員 そこは向こうのリクエストだけじゃなくてこちらからもしっかりとそういう要請をしてですね、やっていただきたいなと思っています。そうしないと、やっぱりさっき言ったようにそういう状況にあると思いますのでね、ぜひお願いします。

以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 この報道されたようなので、ちょっとどういう状況だったのかを確認したい。

12月15日の朝4時ごろ、米海兵隊員がドアを割っていたというような行動の記事を見ましたが、実態どういう状況だったのか。午前4時、この時間に米兵がということ自体との関係もかかわってきますので、捜査した状況をお願いします。

○島袋令刑事部長 本件の事案の概要ですけれども、これは12月15日日曜日午前4時ごろ、北谷町の被害者方にその米兵が侵入をして、アルミ格子、それから勝手口ドア等を損壊したということで、家族の方から通報を受けて警察が臨場して、器物損壊等で現行犯逮捕をしたという事案であります。これについてはまだ現在捜査中なんですけれども、本人は事実関係は認めております。ただい

かんせん捜査してまだ事件として送致もしていない状況なので、詳細の具体的な内容、あるいは被疑者がどのような言動をしているかということに関しては、差し控えさせていただきたいと思います。

○瀬長美佐雄委員 午前4時ですよ。この時間にしかも酒一飲酒というか、もう状況としては把握していると。これについていえば、米軍とのかかわりという一憲兵隊とのかかわり出てくるかもしれませんが、この時間にこういう犯罪を起したと、許せないというふうな厳しい対応が米軍とのかかわりで出てくると思いますが、そういった対応はどうなっていますか。

○島袋令刑事部長 そういう個別にさまざまな事件一事案というか減少はしているものの器物損壊とか粗暴犯とか発生している事実はございますけれども、その個々の事件が発生したたびごとに、その米側のほうに綱紀肅正と申しますか、そういうことをやっているという状況はございません。ただ、過去において大きな事案が発生したときにはですね、当然米側通して一米側に対してそれなりの連携等々についての申し入れはしておりますけれども、今回の事件もそうですけれども、そういう事案が発生したごとにですね、特に警察側から米側に対して何らかの対応を求めるということはしておりません。

○瀬長美佐雄委員 さっき、今議会冒頭に私たちは相次ぐ米兵の犯罪・事件・事故が頻発しているということで決議も上げましたし、あした嘉手納の司令部に抗議・要請してきますが、やっぱり現場、現場の中でいうとこういう一つ一つの事案が出たときに、県民の命と安全を守るという任務からも少なくともこんな夜中に朝早く、夜中に4時ごろに酔った米兵が地域をこういう徘徊、あるいは犯罪に及ぶという点では、やっぱり一定米兵一米軍、憲兵隊とのそういった協議の場できちっと厳しく対応するという姿勢は一々ではあっても一々すべきだと思いますよ、私は。そういう立場で臨むという姿勢こそ、やっぱり減らすという立場が警察に問われるんじゃないかと。今の一々やってませんと。じゃあいつやってるんだということを確認します。

○島袋令刑事部長 県警としましては、事案が発生したときに早期に被疑者を逮捕して適正にそれを事件送致してそれなりの適正な処罰を当人に科すというのがまず、刑事警察としての一刑事部長としての立場はですね、そういう立場にございます。

現状として確かにそういう事案が個別に発生したときにですね、そういうこ

とはやっておりません。やっておりませんが、先に例えば連続的に発生した恩納村における器物損壊事件とかそういうような場合には、当然米側のほうに対してこういうのが発生しているのだからしっかりやってくださいよということは、前の議会でも本議会でも申し上げましたけれども、そのような状況に関してはしっかり申し入れをしているところであります。

○瀬長美佐雄委員 次、米軍の交通とのかかわりで自動車、事件・事故、犯罪、当然問題ですが、昨今でいうと自動車道を1車線封鎖して、結局自動車道を利用する県民にある意味で迷惑をかけた。しかも時間的には何時間もということがあったかと思いますが、それはどんな状況だったんですか。先月ぐらいですか。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、瀬長委員から事故なのか違うのか答弁してほしいとの発言があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

宮城正明交通部長。

○宮城正明交通部長 本件についてちょっと大きな事故とかそういったものでないので資料としてはお持ちしてはいないんですけれども、ただこういう高速道路とかですね、そこで今委員からお話があるように停車して1車線を封鎖するというような形になると、そこを通行する一般ドライバーに多大な迷惑をかけるという状況があるので、そういった事案があったりするときに車両の整備の関係とか、そういったものは適宜こちらのほうから米サイドに申し入れをして、そういう場合は安全点検をしっかりやるようにということをやっているという状況です。

○瀬長美佐雄委員 ですからこの数字には反映されないながらも、県民は迷惑こうむっているということ自体が一自動車道でこの間ニュースになったのですが、一般道路でもそういう事例は頻繁に起こっている。いつでもどこでも起こっているという県民の声があるんですよ。ですがそれ自体も整備不良が原因だと言うかもしれませんが、車検も受けるわけでもなし整備はアメリカ任せ、こんな車両が歩き回って動けなくて迷惑をこうむるのは県民だと。ですがある一

定ですね、多分にそういった事案のときには、交通安全上の対応が求められて警察も対応するのかもしれませんが、そういった件数も含めてやっぱり一定掌握すると、米軍絡みのというのは当然として掌握、事件・犯罪という観点の数字以外にもそういった対応がふえているのか減っていくのか、ふえてるんだったらそれこそ整備不良できちっとやれということにも掌握として言えると思うんですよ。そんな対応はできませんか。

○宮城正明交通部長 基本的にこちらの統計の場合は人身事故、物損事故というもので捉えていくというものですけど、例えばそのとめたのでも数分で動く場合もあるし数時間もかかる場合もあるんですけども、それを一件一件全部件数として掌握をするというのはちょっと体制的にも非常に厳しいものはありますけれども、ただ委員おっしゃるようになりますね、そういったものが発生が目に見えてふえているというような現状があった場合には、しっかりと申し入れをして言うっていうのは現状ですので、その辺御理解いただきたいと思います。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
親川敬委員。

○親川敬委員 この刑事一刑法犯と交通の両方にですね、飲酒にかかわる内訳がわかりますか。

○島袋令刑事部長 この10月から11月までの6件8人に関してですけれども、飲酒絡みの検挙はうち4件6人、いずれも大体粗暴犯が中心になってます。

○宮城正明交通部長 資料に出しております10月、11月での飲酒絡みの人身事故、死亡事故についてはともに発生はございません。ただ、ことしは11月末までに飲酒絡みの米軍構成員等によるものは3件で負傷者は4人の発生はあります。

○親川敬委員 今この10月、11月でいえば、今軍属の内訳をおっしゃいましたか。全体じゃなくて軍属の内訳ですか、飲酒にかかわる。

それですね、刑法犯の場合には6件、14件だったというお話でしたけども、この飲酒をした場所とかっていうのは調査とか確認されてますか。

○島袋令刑事部長 その前に訂正よろしいでしょうか。

4件6人、粗暴犯と簡単に申しあげましたけども、内訳的にはいわゆる粗暴とそれから今回の場合だったら公務執行妨害ですね、それから住居侵入というような状況です。という状況になってますけども、当然検挙してます。逮捕してますので、どこで飲んだかという部分に関しては特定はしてます。大体みんな飲食店で食事をして1軒、2軒、はしごをしたというような状況があります。

○親川敬委員 その際ですね、今回はたまたま施設外というか—だったようですけども、今までの事案の中で飲み始めの地点が例えば基地の中だったとかっていう事案もありますか。

○島袋令刑事部長 今回の事件に関していいますと大体外に出て飲酒ということですよ。

○親川敬委員 我々が事件・事故のかかわりで一番危惧するのはですね、基地の外に出るときに彼らの話ではチェックはしてるんだという話をよくするんですよ。ところが今見たら、たまたまなのかもしれないけども、基地の外で飲酒が一起点っていうんですかね、飲み始めてのそうだったようですけども、この辺の連携ですよ。飲酒絡みに係る交通事故だけじゃなくて刑法についても基地を出るときに皆さんの県警と出入り口のところの警備の皆さんとの連携というのは、どういうふうな情報提供・交換があるんでしょうか。

○島袋令刑事部長 一般に外出をするときに、個々の米軍人がですね、外出をする際にはどうこうというような形の連携というか確認というのは多数の人間が出るわけですから、そういうことに関してはですね、できてませんし、特にやっているという状況はございません。

○親川敬委員 私が言っているのは、要するに飲酒運転をチェックしましょうねというスタンスから、どういう連携をとっているのかということです。

○宮城正明交通部長 特に飲酒運転等につきましてはですね、憲兵のほうではランダムに抜き打ち的な形で飲酒検知を一出て行く場合とか、そういったまたは入ってくる場合とか検知をしているという状況と、また県警サイドとしては別にゲートというわけではなくて県内どこでもですけども、そういうおかしな運転がないかどうかというのをやって職質をかけてというような形で、合同でというわけではないんですけども、そういった形で連携をとっていると。

○親川敬委員 最後に、今は出るときにきちんと外に出るときの確認をしましたが、戻ってくるときのチェックって憲兵の皆さんってゲートの中で、ゲートでやってるんですか。この辺の確認情報を持ってらっしゃいますか。

○宮城正明交通部長 先ほどお話ししたとおり、出入りの際にランダムに抜き打ちでやるというようなのが憲兵等がやっているという状況です。

○親川敬委員 これは帰ってくるときも抜き打ちであるけどもゲートでやっているという確認はできてるんですか。

○宮城正明交通部長 これは憲兵サイドからの情報として提供いただいているという状況です。

○親川敬委員 ありがとうございます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
照屋守之委員。

○照屋守之委員 おはようございます。お願いします。

最近我々は米軍の事件・事故とかですね、そういういろんな抗議・要請とかに行ったりとか、あるいは日米地位協定の改定とかっていうそういうようなものを頻繁にやってますけども、そういうふうな県あるいは県議会とか県民の動きがこういうふうな事件・事故とかですね、そういうふうなものに抑止力になっているのかどうかっていうその影響ですね、そういうのはどう感じますか。この刑法犯とか交通事故とか人身事故とか、そういうの影響与えてるのかどうか。県民のそのような声で、そういうふうな事件・事故も少なくなっているのかそれは変わらないのか。どう捉えていますか。

○島袋令刑事部長 私どもの権限、立場からという話ではございませんけれども、その先ほど申し上げたようにですね、我々個々の事件が発生したときに、全てに対してやっているというわけではなくて、例えば連続発生したときとか、重大犯罪が発生した場合にはですね、その点につけて再発防止とかさらなる協力という形で申し入れはしております。ただ、そういう形で県議会とかその委員の先生方がそういうふうな、あるいはそれぞれの自治体等がそういう形で申

し入れをすると、綱紀肅正なりそういう犯罪抑止について申し入れるということは、総体的にそういう犯罪抑止という米側に対してのプレッシャーとなって、抑止という部分に大きく貢献しているものと理解しております。

○照屋守之委員 これ県内もそうですけど、例えば県内のいろんな事件・事故とか飲酒運転もそう、マスコミでどんどん報道されますよね。これは米軍とかはその基地内でそういうテレビとか新聞とかっていう形でそういう報道はされているんですか。

○島袋令刑事部長 具体的な状況、対応については承知してませんが、ただ我々があそこの憲兵隊が—我々だったらカウンターパートナーはそれぞれの4軍の憲兵隊となりますので、そういう方々と話すときにはですね、しっかりそのようないわゆる県内の報道状況とかあるいは事案の状況等については把握してるし、それなりにその兵士に対して、フィードバックはされているものと私は理解しています。ただ、確かにあそこの上層部はしっかり理解しております。

○照屋守之委員 いやだから、この基地内に住む軍人も家族もね、やっぱり基地の外でこういうことが起こってますよというのはやっぱりそういう米軍のそのマスコミとかテレビ、新聞を含めてね、やっぱりそういうふうなものはしっかりやっていく必要があるんだろうなと思っておりますけど、一番交通事故等で厄介なのは、きちっと相手に対して補償がなされているかという、そこを懸念するんですけど、どうですか今。米軍人が起こした事故等でですね、相手に対する補償は、これ完全になされてますか。

○宮城正明交通部長 交通事故等があった場合の補償については決められたとおり、米サイドでの補償関係っていうのはもうしっかりなされていると承知をしているところであります。また先ほど委員がお話ししたとおり、その個々で捉えている報道関係のものがしっかり浸透しているのかというものについてもですね、こちらの—当然憲兵サイドでしっかり飲酒運転というものの取り締まりでこれだけ検挙されているっていうのを把握し、下のほうの隊員等にしっかり飲酒運転の根絶について教育もしてはいますけども、それ以外のものでも、米向けのテレビ放送とかそういったところでコマース的な—飲酒運転根絶に向けたコマースとか県警のほうで作成をしてですね、これを流してもらったり向こうの機関誌にそういったのを載せてもらったりとかいう対策もとっ

ているという状況です。

○照屋守之委員 ですから我々はこういう形で米軍に、特に基地内の方々に対してそういうことをしなさんなよという部分をしっかりとやるということもやらんといけませんけども、逆に我々県内のね、そういうふうな分についてもやっぱりしっかりと抑止できるようなそういう対策もとりながらやっていかないと、あっちだけということじゃなくて、皆さん方しっかりそういう基地も含めて我々いろんな形で懸念を持っている部分があるから、こういうふうなものについてはしっかりと対応してくださいよという、そこはもっと粘り強く米軍側とも交渉すべきだと思いますけどね。もっと意見交換ふやして、そういう対応お願いできませんか。

以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

以上で、10月以降の米軍関係の事件・事故についての質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。

休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、本委員会付議事件軍使用土地、基地公害、演習等米軍基地関係諸問題の調査及び対策の樹立に係る金武町における照明弾落下事故についてを議題といたします。

ただいまの議題について、知事公室長の説明を求めます。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 よろしく申し上げます。

ただいま議題となっております金武町における照明弾落下事故について、県の対応を御説明いたします。

ただいまタブレットに通知しましたのは、県から外務省特命全権大使沖縄担当へ手交した抗議・要請文を参考として通知しております。

それでは、内容を説明いたします。

12月5日午後、キャンプ・ハンセンから隣接する金武町伊芸区の農地等に米

軍の照明弾が3個落下する事故が発生しました。今回の事故は人的・物的な被害は確認されていないものの、照明弾が落下した場所は直近の民家までは約50メートルしか離れていないほか、周辺には沖縄自動車道の高架や高圧線鉄塔があり、一步間違えれば、県民の生命・財産にかかわる重大な事故につながりかねず極めて遺憾であります。キャンプ・ハンセンにおいては、これまで実弾射撃訓練に伴う原野火災がたびたび発生しているほか、施設外への被弾、つり下げ訓練中に物資が落下する事故等が発生しており、日常的に米軍基地と隣り合わせの生活を余儀なくされている県民に大きな不安を与えております。

県は、10日に外務省特命全権大使沖縄担当及び沖縄防衛局長に対して、今回の事故の発生に強く抗議し、事故原因の究明及び実効性のある再発防止策を講じ、その公表を行うとともに、キャンプ・ハンセンにおける周辺地域に影響を及ぼす可能性のある訓練の中止を強く要請しました。

また、翌11日には第3海兵遠征軍司令官に対して、同様の抗議・要請を行ったところです。

以上で説明を終わります。

御審査のほど、よろしく申し上げます。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、警察本部刑事部長の説明を求めます。

島袋令刑事部長。

○島袋令刑事部長 引き続きよろしくお願ひいたします。

令和元年12月5日から6日にかけて、金武町伊芸の畑等において米軍が使用した照明弾3個が発見された事案について、御説明いたします。

本件は令和元年12月5日午後4時ごろ、発見者が車両を運転中、上空からパラシュートらしき物が落下したのを目撃した後、金武町伊芸の畑内で照明弾1個を発見し、翌12月6日、金武町伊芸の行政委員会メンバー等により、前日の発見現場周辺において新たに照明弾2個が発見され、計3個の照明弾が発見された事案であります。

県警察といたしましては、通報を受け、直ちに現場臨場後、当該照明弾らしき物を確認したほか、関係者等からの事情聴取、人的・物的被害等の有無の確認等、必要な調査を実施しましたが、現在までこれら照明弾落下に伴う人的・物的被害は確認されておられません。

当該物件につきましては、沖縄防衛局が回収し米軍に照会した結果、米軍のものである旨の回答を得ていることから、米軍に対し、県警察による調査への

協力及び発生原因に関する情報提供等を要請しているところであります。
御審査のほどをお願いします。

○仲宗根悟委員長 刑事部長の説明は終わりました。

これより、金武町における照明弾落下事故についての質疑を行います。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 金武町のこの落下事故の問題、今説明のほうで防衛局そしてまた外務省のほうに抗議をしたということなのですが、その両省の回答というんですか、それはどういうことでしたか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 うちの謝花副知事のほうから特命大使と局長のほうに要請を行っております。

外務省のほうは謝花副知事からの抗議に際し、米側に対しまして原因究明、再発防止、さらなる情報提供を申し入れたとの発言がございました。また、引き続き安全確保を米側に強く求めていきたいというお話がございました。

防衛についても同様なお話がございまして、本件については米側に対し迅速に適切な対応を行うよう強く求めていると。また、河野大臣のコメントとして米軍に対しては地元の御協力を得るためにも安全をしっかりと心がけてやっていただきたいと思っておりますし、問題が起きたときはきちんと調査し、その結果をなるべく早く公表してもらおうよう努めていきたいと思っておりますと発言しております。

○當間盛夫委員 皆さん県のほうからこの事故の件で米軍のほうに申し入れ、その抗議等はやってないんですか。

○池田竹州知事公室長 先ほど読み上げのところで説明しましたけども、海兵隊に対してもやっております。窓口としては海兵隊政務外交部の部長のほうに基地対策統括監のほうから抗議をしたところがございます。

○當間盛夫委員 じゃある程度訓練の内容とかは聞かれているという認識の中で、この訓練どういう訓練だったんですか。

○金城典和基地対策統括監 まずキャンプ・ハンセンでやっている訓練についてなんですけど、沖縄防衛局から演習通報という形で通報されてます。その内容については、一般演習とか実弾射撃訓練というだけの情報は一応来てるんですけど、具体的に照明弾を打ち上げるとかそういう細かい情報までは提供はいただけてない状況です。

○當間盛夫委員 じゃあこの照明弾を何個打ち上げたということも把握もないということでもいいわけですね。

○金城典和基地対策統括監 訓練の内容とその状況についてなんですけど、私のほうからもその内容についてはお聞きしたんですけど、今調査中ということなので具体的な訓練の内容、今おっしゃっているように何発打ち上げたのか、そういった細かい情報まではいただけてないという状況にあります。

○當間盛夫委員 皆さん概略的にお持ちなのかどうか、このハンセンで行われる訓練、訓練はやりますよと、中身は別にしても訓練をこういう形で通知してくるということのものは、これはどうなんですか、増加傾向にあるんですか。その分では全く変わらない、横ばいで例えば年365日あるとそのうちの何日訓練でね、ハンセンでやっているというような把握はされていますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 演習通報につきましては、例えばキャンプ・ハンセンのレンジ4とかでいついつからいついつまでやるという通報は来るんですけども、大体1週間にわたって訓練しますというふうな通知が来るものですから、具体的に一何ていうんですかね、どのくらい訓練しているというものの把握にはちょっとつながっていないということでございます。

○當間盛夫委員 最後になりますけど、皆さんこのハンセンだとかシュワブにおける訓練というのはどうなんですか、増加傾向にあるんですか、減少傾向にあるんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 先ほども御説明いたしたんですけども、うちには演習通報という形でしか情報提供がございませんので、その中で増加しているとか減少しているとかってというのはちょっと把握できていないところであります。

○當間盛夫委員 先ほど県警との部分で新兵だとかいろんな事件・事故での綱紀肅正いろんな形で我々もやります、出向いての講習をやったりだとかいろんな意見交換の場を持ったりというような形を県警さんはとっていると。これは知事公室も県警と一緒にやってそのことはやられているという認識でいいんでしょうか。

○池田竹州知事公室長 ものによりましてですけども、例えば飲酒一空軍、嘉手納基地での飲酒が多発したときには沖縄防衛局そして外務省沖縄事務所、県警さんも一緒にやって、当然米側とも意見交換などをしたところでございます。

○當間盛夫委員 県警と連携をとって頻繁にそのことをやってるということではなくて、事案的なものが多発したときに皆さんは対応しているということで、定期的に皆さんはその米軍の中での沖縄のこういういろんな歴史的なものだとかいうことを知事公室としてそのことはやられているんですか、定期的に。

○池田竹州知事公室長 事件に関しましては、外務省沖縄事務所が主催するCWTっていうのがあるんですけども、それが今2年以上にわたって開かれていないと。従来そのCWTで、例えば初任者教育のあり方であるとかいろいろ意見交換を行ってきたところでございます。今県としては、その開催をできるだけ早期にやるよう求めているところでございます。

○當間盛夫委員 これは答弁はいいですので、私はもっと皆さんね、この米軍関係のあり方を皆さんはマスコミ含めてね、いろいろとこう増加してるいろんな問題があるということであれば、やはり県は知事公室、基地対策課があるわけですから、やはりもっとね米軍の中に入ってでも、密にねやっぱりそのことのものをやらないと、私はこういう事件・事故っていうのは減っていかないと。お互いがやっぱりコミュニケーションを持って認識を持って、意見はぶつかることがあるはずですよ、そのことは。それでもやはり沖縄にそれだけの米軍基地があるわけですから、それを皆さんはそういった事件・事故をなくすっていうのは、ただ単に警察の仕事ではなくてやはりこのことは基地対策も一緒になってやっていかないといけないというところがありますので、ぜひその辺は防衛局だとか外務省に行ったからそのことを言うてということではなくて、基地対策課がもっと僕はね、努力する必要があるというふうに思ってますけど、そ

の認識はどうでしょう。

○池田竹州知事公室長 事件・事故が起きて抗議を行うだけではなくて、日常的に米側と意見交換あるいは米側の考え方を確認するっていうのは大事だと思っています。今、年に2回程度はこれまでも政務外交部と勉強会みたいなのをやっていますが、できればその頻度も上げながらですね、率直に意見交換できるような関係は築いていきたいと思っております。

○當間盛夫委員 はい、以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○山川典二委員 今の話は非常に重要で、私は3年半前に軍特の委員になってからいろんな事件・事故が起こるたびに、県庁と県の基地対策とですね、米軍の中での協議会をしっかりと立ち上げて、年に2回とかじゃなくて毎月でも定例会を持つべきじゃないかということで、現謝花副知事が公室長時代から、そして池田公室長時代まで全く同じ答弁なんですよね。なぜそれやらないんですか、具体的に。

○池田竹州知事公室長 一応今年度は2回やってるところでございまして、できれば少なくとも四半期に1回、3月に一遍くらいはですね、日常的に意見交換できるような形に持っていきたいと考えております。

○山川典二委員 ぜひそれはもう定期的にやっていただきたいなと思います。なぜかといいますと、これまでずっと質問をしている中でね、基地対策が余りにも米軍の現状を知らなさすぎる。むしろそのマスコミの皆さん初めですね、米軍の周辺の取引業者の皆さんがいろんな情報を持っていますよ。現実的に正確な。ですからそれはですね、ぜひそういうそのマスコミも含めて関係者含めて、情報収集をもっとやるべきだと思いますし、例えば今回の演習も一般演習というような話だと言いますが、一般演習ってどういうことやりますか、県の認識で。

○溜政仁参事兼基地対策課長 一般演習につきまして防衛局を通じて米側に照会しているところですが、特に今一般演習について細かい情報等は得ら

れていないという状況です。

○**山川典二委員** いやあのね、基地対策課としてはお粗末ですよ。せめて米軍の演習内容は基本的なものは書物なんかもありますからね、米軍関係の。それ調べたらすぐわかることですし、まあいいですよ。いずれにせよですね、今回のその演習の中でなぜ伊芸区にこの照明弾が3個も落ちてきたんですか。その要因は何だというふうに認識してますか。

○**溜政仁参事兼基地対策課長** 今回の照明弾の事件につきましても原因等を防衛通じて米軍に照会中ですが、詳細については回答ございません。過去を振り返りますと大分前、昭和の時代に照明弾等の事故は起こっているようすけれども、それまでそういう事故らしいものは起きていない。金武町のほうでもそういう照明弾一金武町の役場のほうに確認したところ、照明弾を使った何ていうんですか、訓練等目視できている—したことあるかという問いについても、そういうのは余り見たことがないというお話がございました。なので、そこら辺も含めてなぜ今回金武町というかそのレンジ4で照明弾の訓練を行って、このような事故が起こったのかっていうのは今確認中でございます。

○**山川典二委員** 知事公室長が米軍のほうに抗議に行ったっていう話なんですけど、その際にその担当の部長さんですか、部長の答弁といいますか謝罪含めてそういうのがあったのか。あるいはどういう内容だったかをちょっと。課長、統括監。

○**金城典和基地対策統括監** 抗議に私が、基地対策統括監の金城のほうが出向いて抗議文を渡しております。そこでは政務外交部長のオーウェンズ大佐のほうで対応していただきました。その中で発言の内容といたしましては、まず今回の件について伊芸区と金武町の皆様に不安を与えてしまったことにおわびしたいという謝罪の言葉がございました。今現時点でその訓練については点検中、その結果に基づき必要があれば適切な処置を実施していきたいと。ただ、今一時的に類似する訓練を中止しているという報告がございました。また原因の特定が終了し必要な処置が実施されるまでは再開する予定はないという予定だということでした。また今後、沖縄防衛局と地元の皆さんにも情報を共有していきたいというような発言がございました。

○**山川典二委員** そのときは点検中ではありますが、それからきょう現在ですね、

新たにその調査中であるとかってということに対して確認の作業はなさってますか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 随時確認をしてるところですけどもまだ明確な回答はないところです。

○山川典二委員 この照明弾はマグネシウムが中に入っているということなんですけど、これは例えば落ちた畑の土壌への影響であるとかですね、あるいはその人身一民家が50メートルということなんですけど、その地域に影響というのはどんなふうな認識をお持ちですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 これも沖縄防衛局のほうに確認したところ、照明弾には有害な物質は含まれていないという回答を得ております。

○山川典二委員 いやですから、防衛局のほうはそういう認識かもしれませんが、県としてはそれを調べる、調査する必要があると思うんですがいかがですか。全部防衛任せですか。専門家に確認するであるとかですね、そういうことはなさいましたか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄県のほうで照明弾というかものについて有害な物質があるかどうかというのを直接調査してはございません。

○山川典二委員 ですから調査する必要があるんじゃないかなと本員は思うんですがいかがですか。

○池田竹州知事公室長 課長からありましたけど、一応防衛局から有害物質が含まれてないということで具体的な調査一被害がなかったというのもございます。ただ今後ちょっとどういった形がいいのかは環境部門を含めて検討していきたいと思います。

○山川典二委員 ぜひそれはやってください。

それとですね、不幸中の幸いか今回は人身事故がありませんでしたけれども、これが仮に民家に落ちた場合、どういうことが考えられるんですか。被害状況含めて。それから、これは民家まで50メートルというところに落下したという話なんですけど、キャンプ・ハンセンからは200メートルくらいしか離れてない

っていう話もありますよね。それからもう一つは、その高速の近くの歩道にも落ちたという話があるんですが、まずこの民家まで50メートル、ちょっと風が一風向きによっては落ちる可能性あるわけですよ。それについてはどういう見解をお持ちでしょうか。

○池田竹州知事公室長 発見されたものが民家から50メートル—3つありますので1つはいわゆる高圧の鉄塔の近くの木にひっかかっていたと。もう一つは河川の側溝の付近で発見されたと聞いています。いずれも発見場所を見ると、一直線になるので風の影響で多分同じような方向で流れたのかなとは思いません。たまたま本当に直接被害がないところに落ちただけだと思います。周辺には民家複数ございますので、仮に燃焼中に落ちた場合には委員御指摘のようにマグネシウム等使われてますのでかなり—1000度を超える高温で燃焼しているということで火災の危険もあるでしょうし、高圧線にそれが直接当たれば大変な事故になっていただろう。高速道路に一過去にも落下したことがあります、走行中の車等に万が一ぶつかったらそれは大きな事故につながる危険性があったものと思っております。

○山川典二委員 そういう大変危険と背中合わせの状況があるわけでありますからね、それはやっぱり県民の生命・財産を守るために皆さんとしては強く—これは調査中ですから点検中ですからっていうんで終わるんじゃなくてですね、強く抗議をしあるいはその情報収集も含めて、しっかりとやって、定期的に—3カ月に1回とかじゃなくて毎月あるいは毎週くらいですね、いろんな情報交換をすることをしないと把握ができないわけですよ。米軍のいろんなその政策も含めてね、プレゼンスも含めて。そういうことをしっかりと分析をしながらですね、やはりその基地負担軽減に向けていくっていうことをしっかりとやっていただきたいと思っておりますから、いま一度公室長、決意をお願いします。

○池田竹州知事公室長 まずは私含めて基地対策課の幹部も含めて意見交換会を四半期に1回はやりたいと思います。それ以外に実務者レベルでですね、意見交換—どういう形でできるかはきちんと検討して、なるべく情報が速やかにとれるような形は構築していきたいというふうに考えております。

○山川典二委員 最後に1点だけ確認させてください。

基地対策課で英語が堪能な人は何名いますか。それから県警も申しわけありませんが、米軍担当で今英語が堪能でしゃべれる方、大体おおよそでいいんで

すよ、何名くらいいらっしゃるかお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 基地対策課の職員で英語が普通にしゃべれるというのはちょっと承知してないんですけども、囑託を2人採用しております。

○島袋令刑事部長 いわゆる米軍、国際犯罪捜査を担当している部署ということでございますと18名中13名でございます。

○山川典二委員 あのですね、ぜひ基地対策課で今対策のほうは一人もいないって話ですから、やはりこの辺はしっかりと語学ができる、堪能なある程度しゃべれる人をですね、しっかりと養成も含めてやってください。2人というのはもう本当に寂しい限りですよ。そういう意味ではひとつよろしくお願いします。

ありがとうございました。終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 今、山川委員やあるいはまた中間委員がしたこととつながるんですけども、米軍と県とのその協議の場。いろんな情報交換、意見交換という意味でですね、県外の米軍基地のあるところを視察しても、例えば三沢とか横須賀とか行ったんですけども、その地域ではその米軍とそれから地元の市町村やあるいはまた自治会も含めて参加してるところもあるんですね。それは定期的に本当に頻繁に開かれていて、そしてそれがお互いの信頼関係にも大きく貢献をしているということが実際にあるんですね。沖縄ではそういう機関というのはありますか。

○池田竹州知事公室長 正式な機関というのはちょっとあれなんですけども、軍転協の要請などの際に各基地所在の首長さん方と意見交換すると、それぞれの地域の基地の司令官であったり、基地との交流っていうのは多くの市町村でやられているというのは聞いております。首長が直接中に行ったり、住民が例えば英語の研修で基地を訪問したり、逆に米側が外に出てきていろいろと地域の活動に参加するなど、そういった相互の交流っていうのは県内の基地所在の多くの自治体で取り組まれているというふう聞いております。

○金城勉委員 これをですね、やっぱり県がリードして、そして正式にこれほど集中している基地があるわけですから、県が主導して市町村—その関係市町村、あるいはまた県警も含めてそういう関係するところを網羅的に定期的に情報交換し、そしていろんな意見も申し上げると。あるいはまたそれを反映してもらおうと。米軍もよき隣人政策というのは基本にしているわけですから、だからそこをもっと機能させて、そして定期的にしっかりお互いのコミュニケーションが図れるようなものを正式に設置してはどうですか。

○池田竹州知事公室長 各基地所在市町村の交流は、話を伺うとそれぞれの地域の実情に応じている面もあるというふうに聞いております。事件対策につきましては外務省が主催するCWTは多くの関係団体、市町村も含めて商工会でありますとかそういったところも入って網羅した形で、基本的にこれまで年1回意見交換を米側も4軍全て出てきているような形で行えておりました。全県網羅した意見交換の場がどういう形で確保できるかについては、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○金城勉委員 公室長の答弁どうもこう腰が引けてるように私は受けとめられるんですけども、やはり県外の事例などももっと調査をしてですね、本当にこれだけ集中する米軍基地、そして多発する事件・事故、こういうことが現実にあるわけですから、そういうものをなくしていく、あるいはまた改善させていく。そういう意味でも米軍とのね、この県を初めとして関係市町村あるいはまた関係機関を網羅した形での定期的なそういうコミュニケーション—協議の場というのはぜひ必要だと思いますのでね、これはまた次回も答弁を求めますから、ぜひ前向きに検討していただきたい。どうですか。

○池田竹州知事公室長 今首長さんではなくて軍転協の中でいわゆる勉強会みたいなものはやっているところがございます。例えばそれをもう少し広げて軍転協をベースにやるとかいろいろ他県の事例もですね参考にしながら検討していきたいと思います。

○金城勉委員 ぜひ、お願いします。以上。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員 先ほど照明弾は何の訓練だったかということ、何発撃ったかということ、もう一回確認するけど皆さんのところでは知らないということではないんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 民地のほうに落ちたのは3発ということになってますけれども、何発撃ったかあるいは何の訓練だったかというのは今照会中です。

○渡久地修委員 県が知らない、これ先ほどからみんなから指摘されてる。じゃあ防衛局、外務省沖縄事務所も知らないということなんですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 防衛省のほうで承知しているかどうかというのは我々のほうでは承知していないというところです。

○渡久地修委員 公室長、これはっきりさせてもらえんかね。防衛省は知っていて県に知らせないのか、防衛省自身知らないのかっていうのと全然意味違うよ。知っていて県に知らせなかったら大問題さね。知らなかったら知らないでまた大問題だと思うんだけどこれどっちね。はっきりさせてくださいよ。

○池田竹州知事公室長 外務省そして防衛局が情報を知っていて県に提供しないということはないというふうに考えております。今私どもいろいろな事故の際には沖縄防衛局経由でやっていますが、基本的にわかったものについては迅速な提供が行われているということで、恐らく知っていて県のほうに提供しないということはないというふうに考えております。

○渡久地修委員 防衛省、外務省も知らない、そういう訓練が日本で行われているということ自体大問題ですよ。皆さんが行ったのは一他国の地位協定では、イタリアとかはみんなこの訓練の中身全部知ってるわけよね。その共有がないとできない。そういうことでしたよね、どうですか。

○池田竹州知事公室長 どこまで詳細かは別として、どういった訓練をやりますというのは地元自治体に一私どもが調査したヨーロッパにおきましては、通知されている状況でございます。

○渡久地修委員 それとね、この今回住宅の近く一ハンセン、シュワブなどで

訓練が行われて住宅街に落ちてきた。このようなこの住宅街とかそういう実弾訓練とかね、やってる訓練場、県外でほかにどこでやってますか。

○金城典和基地対策統括監 私の記憶している場所で申し上げますと、九州の日出生台、それと北海道で矢臼別—あの大きい演習場、あちらのほうで県道104号線の実弾訓練とかいう訓練をやっていることは私たちのほうで承知はしております。ただ、私もちょっと現場のほうに行ったことがなくてですね、その演習場と民間のその住宅っていうんですか、それがどういう位置関係にあるかということとはちょっと確認はしていないんですけど、一般的に本土にある演習場は住宅地と大分離れているということで認識してますので、沖縄ほど住宅地と演習地が隣接しているというところは非常に少ないというふうな認識を持っています。

○渡久地修委員 日出生台、それと矢臼別、で東富士も入るのかな。米軍行ったりしてやるよな、きょう。だからそういう意味では今言ったような大きな104号線越えのようなああいったものはやってるけれども、まあ実弾訓練もやるだろうけれども、こんな住宅街とかこういうすぐ近くでやってるところはどこもないと思うのよ。ここはあやふやなものじゃなくてさ、調査してからはっきりさせてくれないか。沖縄以外にこういう住宅のそばで実弾訓練やってるところはありますか。って言ったときに、皆さんはしっかり調査をして、推測じゃなくてしっかりと答弁できるように調査してもらえませんか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 確認したいと思います。

○渡久地修委員 それと今何発撃ったか—照明弾何発撃ったかというのが…、3個は落ちたからあるけど本当はもっとあるはずなんだよね。ところがそれ知らないということなんだけど、例えば104号線越えが本土に移っていったよね。あこでは何発撃って何発不発弾になって、そういったものはその時々回収するとかって聞いたことあるんだけど、その辺は皆さん聞いてますか。

○金城典和基地対策統括監 キャンプ・ハンセンで155ミリのりゅう弾砲を撃っていたというのが大分古い、大分前の時期になります。この状況について今資料を持ってはいないんですけど、私の記憶のほうで申し上げますと、確かに何発撃ったというのがその当時の報道とかそういったのにもよく出ておりました。ですから何発撃って何発実際に爆発したか、何発が不発弾になったかって

というのは、その状況はつかんでいたというふうに認識しております。

○渡久地修委員 いや、僕が言うのは北海道とかの演習ではね、本当にその都度その都度何発撃って何発は回収したとかね、そしてその都度全て回収するということが向こうではやられているということを知ったことがあるのよ。これが僕も再度確認するけれども、沖縄のようにやりたい放題でそして放置しているというところは僕はないと思っているわけよ。その辺どんなね。

○溜政仁参事兼基地対策課長 県のほうでは何発撃ってというのは確認してなくて、先ほどのものもそうなんですけど、他県のほうでどんなふうにそういう情報を得ているのかっていうのも確認してみたいと思います。

○渡久地修委員 公室長、ぜひ沖縄以外の訓練場で訓練の実態、そして住宅街からどうなのかとかと、沖縄のキャンプ・ハンセン、キャンプ・シュワブ等のようなこんな狭いところでやっているとところがあるかっていうのと、それと訓練の実態ね、僕は沖縄と全然違うと思うんだよ。そこはしっかり調査してくださいね。そうしないとね、もう臆測だけじゃだめよ。本当にね、外国とも違うしね、県外の訓練場とも沖縄全然違うということを、ぜひこれ公室長、調査を約束してください。

○池田竹州知事公室長 県外での演習実態につきましては防衛、あるいは自衛隊などから確認して情報収集していきたいと思います。

○渡久地修委員 それともう一つ、先ほど言っただけで防衛省が知らない、外務省が知らないというのは大問題だから、地位協定皆さん改定訴えているように我々も訴えていますよね。その国の了解を得てから訓練やるべきだと。これが実現しないまでもせめて防衛省、外務省がこの何発撃ってどうだったということはね、知らないとおかしいでしょう。最低限これ知らんとだめでしょうというやつはね、これ強く抗議して申し入れてもらえませんか、どうですか。

○池田竹州知事公室長 私ども地位協定の改定、当然求めているんですけども、それに先立ちまして演習内容につきましては、必ずしも地位協定の改定を実現しなくてもある面できるものがあると思っています。例えば、実際今1週間丸々訓練しますという通知が多いんですけども、実際に何日の何時から何時にやるというだけでも、地域の方々—例えば東村の方々のお話聞くと、それだけ

でも大分心の準備ができるんだというような話も聞いたことがございます。そういう形です、少しでも実態に即して地域住民の不安を和らげるような対応は引き続き強く求めていきたいと思っております。

○渡久地修委員 ハンセン内、シュワブ内、よく原野火災が発生しましたよね。その原野火災の原因というのはこの照明弾が大きいんですか、それともほかの原因ですか。

○池田竹州知事公室長 金武町役場のほうに確認したところ、照明弾ってというのはここ何年かほとんど発射されたというような情報には接してないというふうに聞いています。ですから原野火災につきましては、恐らくそのほかの要因が多かったのではないかと思います。

○渡久地修委員 この照明弾は先ほどもあったけど、乾燥してるときには火災の原因になる。民家で火事にならなかったのが不幸中の幸いだということなので、これはぜひもうこんな小さな訓練場、こんな小さな島で実弾訓練すること自体に無理があるのよ、弾は飛んでくるし。この前も名護に飛んできたでしょう。弾は飛んでくるし、照明弾は落ちてくる。ここで実弾訓練、こういう照明弾を撃って訓練をすること自体無理があるんじゃないの。これはね、ここでの実弾訓練やめなさいと。僕は訓練場撤去すべきだと言いたいんだけど、実弾訓練やめるべきだということは踏み込んだほうがいいんじゃないですか、どうですか。

○金城典和基地対策統括監 私のほうで米軍のほうに抗議に申し入れたときに、私の個人的な提案ということでお話をしたんですけど、やはり委員がおっしゃるように沖縄のその演習地というのは非常に狭いと。それに対して機関銃とかまたはそういった迫撃砲、射程距離が長いという実情がございますので、こういった狭い地域での訓練というのは見直してもらえないか。場合によっては沖縄より非常に演習地の大きい本土の演習、先ほど私が言いました日出生台なり矢臼別とか、そういう県外の大きな訓練場で長期にローテーション的に訓練すると。別の方法があるんじゃないかというような形で一応申し入れて今後の訓練の見直しを要望しております。

○渡久地修委員 この実弾訓練、僕はねやるんだったらアメリカの砂漠の中でやれと言いたいよ。自分たちの国で。だから、小さな沖縄でやること自体無理

があるっていうことは、この際のはっきりさせる必要があるので、ぜひ公室長頑張ってください。

そして警察、刑事部長。これは事故になるんですか、事件になるんですか。皆さんどういう立場で動いてますか。

○島袋令刑事部長 現時点まだその被害、人的・物的な被害が確認されておりません。防衛局から米軍が使用したものだということがわかってますので、その旨米軍側に原因及び使用した部隊について情報提供を求めているところですが、当然それが何らかの事件―被害が発生した場合にというようなことがあればですね、適用法令等々と検討とか具体的にやることとなりますけども、現時点ないのであくまでも現時点にしては情報という形での米軍側に対して情報提供を求めているところでもあります。

○渡久地修委員 これはいわゆる米軍は認めたわけですよ。民間地域に落ちた、けが人はいない、発生しなかった―幸いね。ところが不安は与えている、いろんな民間地域に落下したということ自体事件になるんじゃないですか。これ皆さん何か被害が発生しないと動かないというものではちょっとあれじゃないですか。やっぱりしっかりと捜査、踏み込むべきじゃないかね。

○島袋令刑事部長 被害があるからないからということではなくてですね、当然被害―人的・物的出れば当然、それで刑罰法令等々、特別法等ですね、該当する事実があればそれに応じた、構成要件に応じた捜査等はしますけれども、現時点そういう具体的に刑法犯なりあるいは特別法犯なりに該当するような構成要件的な事実が確認できないのでそれについてできない、そういう意味では捜査はできないと。ただ、そういう意味で米側が発射したという事実がありますので、米側に対していわゆる必要情報提供という形での、どういう部隊がどういう形でやったのかということは求めています、現時点ではそういう、こちらにもありますけど、ないという状況です。

○渡久地修委員 部長、いわゆる情報提供というのは協力、お願いですよ、協力お願い。ところが皆さんが事件ということで動き出すと、これは警察権の行使として、その間に日米地位協定の壁とか出てきますよね。それはあつたとしても、いわゆる法の行使、警察権の行使ということでの捜査になっていくわけよ。その違いは僕は決定的だと思うんですよ。そういう意味では、やっぱり民間地域に落ちた、これだけ大問題になっている。あわや―先ほどからあつた

ようにこれ火事になったかもしれないと。そういうものを情報提供とかということで済まさないで、やっぱり僕はしっかりと事件ということも視野に入れてね、やっぱり捜査するというのが僕は妥当だと思うんですけどどうですか。

○島袋令刑事部長 今回の照明弾落下を含めて、過去にはりゅう弾関係とかもあります。県警としましては、いわゆる状況的には公務中の事案なんですけど、裁判権が一次裁判権が米側にあるというような事案においても二次の捜査権という形で裁判権という形で、日本側—いわゆる県警側にはあるわけですから、当然そういうような事案に関しては事件・立件を視野に捜査をしております—これまでの事案についてもですね。それは明確に御報告させていただきます。

○渡久地修委員 ぜひ、そういう形で頑張ってもらいたいと指摘して終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、金武町における照明弾落下事故についての質疑を終結いたします。
休憩いたします。

(休憩中に、説明員等の入れかえ)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、陳情平成28年第39号外55件の審査を行います。

ただいまの陳情について、知事公室長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

池田竹州知事公室長。

○池田竹州知事公室長 引き続き、よろしく願いいたします。

それでは、知事公室所管に係る陳情につきまして御説明いたします。

ただいま通知いたしましたのは陳情の目次でございます。

通知をタップし、ごらんください。

知事公室所管の陳情は継続が54件、新規が2件、合わせて56件となっております。

ます。

初めに、継続審査となっております陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

修正した箇所につきましては下線で示しており、主な修正箇所を読み上げて御説明いたします。

ただいま通知いたしましたのは1ページ目、陳情平成28年第39号辺野古新基地建設を直ちに中止し、普天間基地の即時閉鎖を求める陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

2ページ目の下から6行目の後半になりますが、「その後、本年10月23日、福岡高等裁判所那覇支部において県の訴えを却下する判決が出されたため、同月30日、県は当該判決を不服として最高裁判所に上告受理申立てを行いました。」としております。

次に、ただいま通知しましたのは11ページ目、陳情平成28年第124号米軍北部訓練場のヘリパッド建設工事等に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

12ページの下から6行目になりますが、1つ前に説明いたしました陳情平成28年第39号と同様の修正を行っておりますので、説明は省略いたします。

次に、ただいま通知いたしましたのは25ページ目、陳情平成28年第178号翁長知事及びオール沖縄に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

26ページの2段落目途中になりますが、先ほど説明いたしました陳情平成28年第39号と同様の修正を行っておりますので、説明は省略いたします。

次に、ただいま通知しましたのは74ページ目、陳情第55号米空軍兵等の相次ぐ道路交通法違反に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

75ページの項目2についての3段落になりますが、「加えて、県警、外務省沖縄事務所、沖縄防衛局及び米軍と飲酒運転再発防止のための意見交換を行っております。」としております。

次に、ただいま通知しましたのは77ページ目、陳情第67号嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練及びMC130特殊作戦機等のパパーループへの駐機に関する陳情になります。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

78ページの1及び2についての3段落目になりますが、「また、今年6月に外務大臣に対して、9月に防衛大臣に対して嘉手納飛行場でパラシュート降下訓練を実施しないことについて米側と協議を行うよう要請したほか、11月に軍

転協を通じて、関係大臣に対して同様の要請をしております。」としております。

次に、新規の陳情 2 件につきまして、処理概要を御説明いたします。

ただいま通知しましたのは82ページ目、陳情第113号MC 130特殊作戦機からの部品落下事故及び嘉手納基地から発生する騒音被害の増大に関する陳情になります。

処理概要の項目 1 から 3 につきまして、去る10月18日に発生したMC 130 J 特殊作戦機の部品落下事故を受け、県は、米軍及び日米両政府に対し、事故の発生及び事故の詳細について通報がおくれたことに強く抗議し、徹底した原因究明及び実効性のある再発防止策を講じることを強く求めるとともに、事故時の通報体制について、改めて日米合同委員会で検証、改善を行い、その内容を公表することを強く要請したところです。

県としては、航空機に関連する事故は、一步間違えば人命、財産にかかわる重大な事故につながりかねず、あってはならないものと考えており、安全管理の徹底や米軍機が住宅地上空を飛行しないこと等をことし6月に外務大臣に対し、9月に防衛大臣に対し要請しました。今後とも、三連協等と連携しながらあらゆる機会を通じて、米軍及び日米両政府に対して、安全管理体制の抜本的な見直し等について粘り強く働きかけていきたいと考えております、としております。

スクロールしていただき、次のページをごらんください。

処理概要の項目 4 及び 5 について、嘉手納飛行場では、昼夜を問わない訓練やエンジン調整、外来機のたび重なる飛来など、負担軽減と逆行する状況であると言わざるを得ません。県は、9月に防衛大臣に対し、外来機の飛来制限や航空機騒音規制措置の厳格な運用などについて強く要請したところです。

県としては、外来機、常駐機にかかわらず、米軍の訓練等により、県民に被害や不安を与えることがあってはならないと考えており、引き続き、航空機騒音を初めとした負担軽減を強く求めてまいります、としております。

次に、ただいま通知しましたのは84ページ目、陳情第114号常態化する嘉手納基地での米軍パラシュート降下訓練に関する陳情になります。

処理概要の項目 1 及び 2 について、陳情第67号項目 1 及び 2 に同じ、としております。

ただいま、陳情第67号の項目 1 及び 2 を通知しましたので、御確認ください。

以上、知事公室の所管に係る陳情につきまして、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 知事公室長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第117号外16件について、環境部環境企画統括監の説明を求めます。

松田了環境企画統括監。

○松田了環境企画統括監 環境部所管の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審議となっております陳情17件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、環境部所管の陳情について、処理概要を御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 環境企画統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成30年第70号外1件について、土木建築部土木整備統括監の説明を求めます。

照屋寛志土木整備統括監。

○照屋寛志土木整備統括監 土木建築部所管の陳情につきまして、処理概要を御説明いたします。

土木建築部関連の陳情は、継続2件となっております。

当該陳情につきましては、処理概要に変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 土木整備統括監の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第178号について、企業局配水管理課長の説明を求めます。

上地安春配水管理課長。

○上地安春配水管理課長 企業局関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情1件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、企業局に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 配水管理課長の説明は終わりました。

次に、陳情平成28年第119号外1件について、教育庁県立学校教育課長の説明を求めます。

玉城学県立学校教育課長。

○玉城学県立学校教育課長 教育委員会関連の陳情につきまして、御説明いたします。

継続審査となっております陳情2件につきましては、前回の処理概要から変更はございませんので、説明は省略させていただきます。

以上、教育委員会に係る陳情処理概要について、御説明いたしました。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

○仲宗根悟委員長 県立学校教育課長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページをタブレットの通知機能により委員みずから通知し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

また、この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

金城勉委員。

○金城勉委員 まず9ページの北部訓練場、高江住民の生活権侵害に関する陳情ですが、今高江のあのN4地区を初めとするオスプレイの訓練状況というのは、今どんな状況かわかりますか。

○普天間朝好環境保全課長 高江のヘリパッド周辺の騒音の測定回数からしますと、令和元年度につきましては、10月までの月平均値で高江地区の牛道集落において120回、高江区の車集落—これが141.9回、宮城区の宮城集落が16.3回となっています。

平成30年度の結果と比べますと、平成30年度は牛道地区が139.4回、車集落のほうが約149.9回、宮城集落が14.5回となっております、おおむね数値的

には同様の回数となっています。

○金城勉委員 この陳情が求めるその住宅地域への影響を避けてほしいということ、そして皆さんが調査しているその状況、これは米軍には伝わってますか。もう時間がたって関心がなくなったのかな。

○溜政仁参事兼基地対策課長 我々沖縄県としましては、例えば防衛大臣、外務大臣が来県したとき等について、常々住宅地上空の飛行禁止あるいは普天間、嘉手納あるいは訓練場一高江とか伊江島周辺の防音対策といえますか、騒音対策について要請をしているところですし、また軍転協を通してでもですね、その外務、防衛以外にも米軍あるいはその大使館のほうにその旨要請をしているところでございます。

○金城勉委員 だんだんだんだん時とともに関心が薄れているのかという印象を受けるんですけども、こういうことも含めてやはり先ほど提案したその米軍との地元との協議の場というものがぜひ必要なことですから、ぜひ前向きの取り組みをお願いしたいと思います。

それと63ページ、地位協定関係の陳情ですけども、この外国の地位協定調査—これまでヨーロッパそれからオーストラリア調査をやってまいりましたけれども、その状況と今後の調査スケジュールについて説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 昨年度までにヨーロッパ4カ国、そして今年8月にオーストラリアを調査したところでございます。いずれの国におきましても基本的に国内法が適用されていること、訓練の演習などについて地元自治体などに情報が提供されていることなどが確認できたところです。

年明け、来月には今フィリピンのほうの調査を行う予定にしております、韓国につきましても今3月で行う方向で調整中でございます。

○金城勉委員 じゃあ今年度いっぱいにはほぼ予定しているヨーロッパ、それからオーストラリアそしてフィリピン、韓国の調査が一区切りできるということのようですけども、これの取りまとめ及びその生かし方についてはどのように考えていますか。

○池田竹州知事公室長 今どういう形で冊子にするかは今ちょっと検討しているところですが、ヨーロッパ編というのは既に報告してますので、アジア・オ

セアニア編とやるのか全部がっちゃんこしてやるのか、今検討中でございます。活用につきましては、この調査結果につきまして、今知事会のほうでもことしの全国知事会におきまして、引き続き地位協定に取り組んでいくという会長から、飯泉会長からの御発言もございました。知事会の事務局なり、構成県何名かで情報共有しながらやるとともに、渉外知事会あるいはそのほかの団体等にも情報提供しながら地位協定改定に向けた動きに広くつなげていくように活用していきたいと考えております。

○金城勉委員 取りまとめた後でですね、やはり大事なことは知事会で決議することは非常に重要なんですけども、あわせてやはり特に与党の国会議員、自民、公明のほうにも主要な外交部会であるとか防衛部会であるとかいろんな部会がありますからね、せめてそういうところにもお願いをして出向いて行って情報提供すると、協力を求めるということも大事じゃないかと思うんですけど、どうですか。

○池田竹州知事公室長 ヨーロッパ編におきましても、公明党を初めとして勉強会に副知事が行ったり私が行ったりして報告させていただいたところですが、引き続き、資料につきましては全ての国会議員にお送りさせていただいているところですが、ぜひ各国の状況と日本との対比、違いをきちんと認識していただきまして、少しでも改定に向けたお力添えを得るように努めていきたいと考えております。

○金城勉委員 それとですね、県は11項目の改定案を出しているんですけど、今回改めてこういう外国の地位協定の調査踏まえて、それが新たな改定案という形のことも検討してるのかどうか。その辺の考え方はどうですか。

○池田竹州知事公室長 私ども平成29年にも11項目で改定して、要請しております。要請内容そのものにつきましては過去オーストラリアまでの調査結果では、内容的に特に問題あるいは見直すところは基本的にはないと思っております。方向性としては合っているというふうに考えております。

あとは、特に県民への影響の多い項目について、こういった形で重点的に取り組んでいくのかとか、そういったところをきちんと各政党あるいはさまざまな団体と全国知事会、渉外知事会とも連携しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

○金城勉委員 11項目まとめているのはいいんですけども、ただそれを一気にやってくれという要求だけでは、これはもう平成12年に最初、稲嶺県政のときに11項目をまとめて、29年の9月にまた改めて少しプラスしてやっているわけですから、その間もう全く変わってないんですね。ですからその手法についても、改定を求める手法についても検討してみてもいいですか。一気に11項目を改定してくれということで今後もいくのか、あるいはまた優先順位をつけて、特にこの件については早急に必要だというふうな手法も検討してみてもいいかと思うんですがいかがですか。

○池田竹州知事公室長 他国がまとまって後から並行して研究することになるうとは思いますが、日本政府は地位協定の全面改定を一知事会そして渉外知事会、県、軍転協も求めた際には、膨大な法体系で改正は容易ではないというような御答弁を、運用改善が一番臨機応変に対応できるんだというふうなおっしゃりようをされます。

金城委員御指摘のように、じゃあ例えば全国の知事さんの中で各県でこの部分をまず変えてほしいというものが合意できたら、例えばその部分から改定していくというようなアプローチも当然、今後検討していく必要があるというふうに考えております。

○金城勉委員 今公室長おっしゃるようになりますね、やはりいろんな膨大な法体系とのリンクがあって難しいということが前から指摘されておりますのでね、そこは一点突破することによって一1つをきっかけにして次につながるということは考えられますので、だからそういう法体系も見据えながら、なおかつ、また米軍の一あるいはまた米側の法体系に見合うような改定項目というものを絞り込んで、この項目だったら米側ものめるんじゃないか、そしてそこを要求することによって日本政府も一この1点でまずは仕掛けることによって一つの道が開けるんじゃないかというふうな考え方ももう一度検討してほしいと思うんですが、いかがですか。

○池田竹州知事公室長 その点については重要な指摘と考えておりまして、引き続き研究していきたいと思っております。

○金城勉委員 ぜひお願いします。
以上です。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

午前11時55分休憩

午後 1 時21分再開

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

午前に引き続き質疑を行います。

質疑はありませんか。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 通知されましたでしょうか。陳情の40ページにあります平成29年の第25号在沖海兵隊の駐留検証に関する陳情というところでお願いいたします。

このアメリカ軍の海兵隊の駐留意義ですね。再編計画がなされてから、その必要性等々さまざまな議論があると思うんですけども、2016年からこの普天間基地なんですけど、再編計画で返還されると言われながら大規模な施設の工事が一改修工事等々が行われてるとあります。施設の改修の対象となった施設等々あと総額どのくらいの規模の金額の改修に至ったのかというところを、御承知でしたら教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 海兵隊におきましては平成29年の1月以降に滑走路の補修、それから飛行場の照明—これは進入灯でありますとか、進入角指示灯それから滑走路末端識別灯、配電分配装置、それから排水施設整備に係る補修事業を実施したものと承知しております。

済みません、金額等については今このほうに、ちょっと手元に資料ございませんので承知しておりません。

○宮城一郎委員 今幾つかの施設を御紹介いただきましたけども、それで全てですか。ちょっと新聞報道ですので裏どりしてるわけではないんですけども、この施設が予定では19施設あって、その一つに格納庫も予定されてたというふうに、私のほうでは資料を取り寄せてるんですけど、そのあたり教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 今現在ちょっと把握してる資料におきましては、平成28年度で19施設の老朽化調査をしてるということで、隊

舎等とかですね、雨水排水施設そういったものも、沖縄防衛局のほうで補修を行われたというふうに承知しておりますけども、ちょっと今ある施設は格納庫っていう形ではちょっと確認はできない状況でございます。

○宮城一郎委員 その19施設全て19カ所を列記されてないものと思われましてけども、この補修された格納庫で、先日12月の5日だと思っておりますけども、P F O S 泡消火剤が漏出したという報道がなされました。

このP F O S 泡消火剤漏出の一事件というのか事故というのかわからないんですけども、これについて概要を御承知でしたら教えていただきたいと思えます。

○溜政仁参事兼基地対策課長 沖縄防衛局からの情報によりますと、ことし12月5日の夜間に米海兵隊の普天間基地の格納庫内において、消火システムが誤作動を起こし、P F O S が含まれた泡消火剤が漏出したということです。漏出したほぼ全ての泡消火剤は現地といいますか、普天間基地内の担当者により除去されており、泡消火剤が基地外へ流れ出たことは確認されていないとのことです。また普天間基地の環境担当者の評価において、環境への影響はほぼなく、公共への安全性の懸念もないと。再発防止のため、関連する装置を扱う全ての米軍人と雇用者への再教育を徹底したという報告が来ております。

○宮城一郎委員 実はことしの5月にですね、普天間基地の司令官が交代しておりますして、デイビット・スティーアールさんという大佐が着任してるようなんですけども、宜野湾市長—松川市長にですね、表敬で面談された際に、宜野湾市長のほうからこのP F O S について質問が及んだ際に、2016年以降は使用してないというふうに回答なさったそうです。これは宜野湾市議会の6月の議会で桃原功市議の質問に対して、新聞報道もありましたけども、議会内でも松川市長が答弁でそのようにお答えになってます。まあ16年以前—以降は使ってない、それ以前に使ってたのかっていうのもそもそも問題だとは思いますが、この5月の時点で16年以降は使用してないと言いながら、16年に改修された格納庫がですね、それ以降、今回に至ってP F O S を漏出したということについて、県ではこれをどのように分析といいますか、受けとめてるんでしょうか。私からすると、大佐—司令官の発言は虚偽の説明だったというふうに受けとめてるんですけども、いかがでしょうか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 米軍からの情報はあったんですけども、この

詳細な情報についてはまだこちらには来ていないところですので、それについて環境部とも連携しながら今ちょっと細かい内容を教えてくれということで、情報の確認をしているところでございます。なのでそれをちょっと確認する必要があるのかなというふうに考えております。

○宮城一郎委員 御確認されてください。市議会、防衛局、全てよろしいんですけども、ただし、議会会議録にも残ってる事実ですので、16年以降使っていないが漏出した。もし事実であれば、これを県としては虚偽の説明というふうに受けとめざるを得ないと思うんですけども、いかがですか。そうだった場合ですね。

○池田竹州知事公室長 P F O Sを含む泡消火剤につきまして、国内でも以前は消防などで使われてたというふうに聞いております。当然、今国内では使えないということで、米軍においても、順次P F O Sを含まない泡消火剤に今置きかえてる途中だというふうに聞いております。ですから使ってるというのがどういうシチュエーションを指して司令官が答えたのかについてはわからないんですが、私どもこのP F O Sを含む泡消火剤については、基本的に国内で使えないということで、速やかなP F O Sを含まない消火剤の更新を今回の事故を受けて求めたところでございます。

今回のちょっと漏出のものが、いわゆる屋内の消火設備ということですので、通常の消火器なのかそれともスプリンクラーみたいな据置型のものであったのかとか、その辺の情報が入っていないものですから、そこら辺も確認してからですね、どういった発言の経緯があったのかについては聞いていきたいと思っております。

○宮城一郎委員 数年前から嘉手納しかり普天間しかり、このP F O S、総称P F A Sの関連見つかっていく中で、県が起こしたアクションっていうんですか。例えば立入調査を求めているとか、そういったものについて、普天間に限定しても結構です。その辺の状況を教えてください。

○普天間朝好環境保全課長 お答えいたします。

平成28年から環境部ではP F O S関係の調査を行っておりまして、平成29年1月には宜野湾市湧水において検出された有機フッ素化合物の対策等についてということで、文書で防衛局を通じて一防衛局に対して照会しています。こちらのほうでは例えば米軍にP F O S等の使用状況を確認してほしいとか、あと

代替品への置きかえなど適正な対策をとるように働きかけかけていただきたい。また2点として、PFOSの管理状況や使用履歴、漏えい事故の有無等の情報提供、3つ目で宜野湾市内の地下水汚染に対する米軍、沖縄防衛局、沖縄県の調整の場の設置等を要望しています。

それにつきましては2月に、同年2月27日に沖縄防衛局のほうから米軍の、米側からの見解を踏まえての回答ということではいただいているところなのですが、この中では明確な、実際今あるかないかというような保管の状況等のお答えはいただけていません。あと、立入調査につきましては本年2月に、普天間飛行場につきましては、環境部のほうで立入申請—このPFOS関係の調査のための立入申請を行っているところですが。

○宮城一郎委員 立入調査のための立入申請は実現していますか。

○普天間朝好環境保全課長 本年2月に立入申請を出してはいるんですが、今現在は認められていません。

○宮城一郎委員 立入調査のための立入申請において、何を調査されようとしていますか。

○普天間朝好環境保全課長 この文書におきましてはPFOS、PFOAの調査結果から普天間飛行場の可能性も高いということで、影響が示唆されているということで、基地内でのPFOS関係のサンプリング調査をお願いして、要請しているところです。

○宮城一郎委員 今サンプリングとおっしゃったんですけど、普天間基地内のこのPFOSにかかわる環境への影響を調査されたいということではないでしょうか。

○普天間朝好環境保全課長 今申請しているものとしまして、基地の中の使用が—PFOS含有の消火剤等の使用がある部分の情報提供もお願いして、その基地内でのPFOSの調査ということで、今申請しているところです。

○宮城一郎委員 ごめんなさい。ちょっと、要は使用の有無というのは立ち入りしなくても、要請して求めてられるわけですね。立ち入りしてまで調べようとしてるのは何なのかということです。私は勝手に自分でですね、環境への

影響、土壌ですとか、地下水ですとか、そういったものへの影響を調べるには立入調査が必要なのかなというふうに思っはいるんですね。そのためのサンプリングというところだと思んですけども、ちょっと御答弁が変化球なんで、意図をはかりかねてるんですけど。

○普天間朝好環境保全課長 この調査自体はサンプリング、土壌とかのサンプルをとることまで含めて申請していきまして、環境の汚染の実態の把握及び原因究明のための基地内の調査ということで申請しています。

○宮城一郎委員 2018年の一こちらも新聞報道なんですけども、ジョン・ミッチェルさんという方がアメリカの情報公開法を通じて入手した米海兵隊の内部資料—要は情報公開法によって請求したので、それを得たわけですからもう公知の事実なんですけども、2016年の時点でPFOAですとかPFOSの数値の検出がなされているという内部資料が確認されております。いわゆるエビデンスがあるわけですね。このエビデンスがあるにもかかわらず、現時点で立入調査が認められない理由。何が問題になってるんでしょうか。

○普天間朝好環境保全課長 この立入調査につきまして、今申請したものにつきまして米軍の現地のほうから在日米軍のほうに情報機関に上げているというところのお話までは伺っていて、これが認められてない理由についてはちょっと承知してない状況です。

○宮城一郎委員 認められない理由がわからないのは、わからないままにしといていいんでしょうか。いわゆる米軍の上に上がっていて、いつ出てくるかわからない。その間、いわゆるPFOS等は16年以降使っていないというのに対して、実はことし存在してるということがわかった。そういう—もう断定しては申しわけないんですけども、もう虚偽のような報告、信用できない組織がいつまでもそのボールを投げっ放しで立入調査できないっていうのは非常に問題だと思うんですよ。

その辺沖縄県はそのまま待つておくつもりなんですか。それとも何か次のアクションって起こさないつもりなんですか。

○松田了環境企画統括監 PFOSの問題については、県としても非常に重要な問題だというふうに認識しておりまして、ぜひとも、基地内の調査が必要であるという認識でございます。そのため、嘉手納基地については企業局が、そ

れから普天間基地については環境部のほうで立入申請しておりますけれども、両方ともまだ認められていない状況が続いております。そのため知事がことしの6月に環境大臣、防衛大臣、それから米軍の司令官のほうにも立ち入りについて認めるように要請はしてございます。

防衛大臣あるいは国のほうにもですね、米軍が認めるように国からも働きかけてほしいというようなことで、立ち入りを認めるようにということでの働きかけを今行っているところでございます。

○宮城一郎委員 2015年ごろだったと思うんですけど16年かな、環境補足協定というのができましたよね。当時は日本政府が、これまで運用の改善だけでやってきたものを初めて協定に踏み込んだと。物すごい歴史的一歩だと華々しく宣伝されてたんですけども、この環境補足協定の中でですね、いわゆる合同委員会宛ての覚書の中で、事件・事故の通報手続に基づいて米側から環境に影響を及ぼす事故、すなわち漏出についての通報が行われたときというふうにあるんですね。先ほど、いわゆるエビデンスが見つかったとしても、立入調査できない。これが最大の障壁だと私は思っているんです。エビデンス見つかりました、でも施設の中を管理してる米軍側が通報しないと合同委員会で諮られませんか。これ致命的だと思うんですよ。

ところが、今回は米軍から沖縄防衛局、いわゆる日本政府のほうに漏出しましたという通報が行われました。これはもう胸を張って立入調査させよと。させない限りはもう納得いかんぞというぐらいの強い姿勢が求められる事案だと思うんですけども、その辺の県の見解を教えてくださいいいですか。

○池田竹州知事公室長 先ほど松田統括監からありましたように、大臣そして米軍の司令官に要請しているところです。このPFOSにつきましては、当然のことながら企業局の上水は基地内にも提供されてるので、その観点からも立入調査に協力するように求めているところですが、引き続き、さまざまな機会を捉えて速やかな立ち入りが実現できるように求めていきたいと考えています。

○宮城一郎委員 私たちが立入調査をする必要性っていうのは、先ほども私主張してるように、いわゆる環境に影響がないかどうかを調べるために立入調査が必要だと思うんですよ。ところが米軍側が環境に影響があるかどうかを判断して、通報しないと入れないっていうのは、もう本末転倒なんですよ。先ほども言うように、司令官からしてうそをつく組織。ここが環境に影響はないですよみたいな感じで通報を怠っている。それも、本当に、私たちの島の自然環

境、生活の条件が脅かされてるにもかかわらず、こんな変な補足協定で侵害されてる、私たちの権利の主張を妨害されてるっていうのはとてもゆゆしきことだと思うんです。

大臣にとかではなくて、かけはしの会でもいいですし、うりずんの会でもいいですし、沖縄選出の議員全てを使って要請すべきだと思いますし、またこの選出議員の中には、この環境補足協定が締結されたときの外務大臣の派閥に属している国会議員さんもいらっしゃると思いますので、全てフル活用してください。皆さん派閥の領袖をおもんばかって何もしないんじゃ、沖縄の県民にどう立ってられるつもりなんですか、とかいうところも主張して、仲介に入ってもらって要請をする。これ絶対、私強く訴えお願いしたいんです。いかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 我々、先ほど述べてるように大臣などに要請してます。県政国会議員使ったそういった要請につきましても検討してまいりたいと思います。

○宮城一郎委員 ではちょっと次の陳情に移らせていただきます。

今発信したのは47ページの平成29年の79号「辺野古新基地建設の中止と普天間基地代替施設について国民的議論を深め、民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべきとする」意見書の提出を求める陳情。似たような陳情が58ページ、68ページ、73ページ、79ページにありますけども、皆さんのところには47ページの79号のほうをシェアさせていただきます。

こちらなんですけども、この陳情は沖縄県議会だけではなくて、全国の多くの自治体、都道府県議会それから市町村議会全てに陳情が出されているものと承知してます。今現在この意見書の可決状況っていうのがどのようになっているのか、数で結構ですので教えてください。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 辺野古新基地建設の中止とその公正な解決を求めるこの陳情っていうのは、新しい提案一実行委員会から全国の1788の地方議会に出されてると思いますけども、ちょっと古いんですけども8月の時点で、陳情採択と意見書可決っていうのが30市町村の議会で行われてるというふうに承知しております。

○宮城一郎委員 陳情内容を見たときに、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決すべき、これを求める意見書を出してくださいとあるんで

すけども、陳情者が求めるところの国民的議論っていうのは、県はこれ具体的にどんな議論のあり方を想像してらっしゃいますか。

○池田竹州知事公室長 陳情の流れでいきますと、普天間飛行場の代替施設について沖縄以外を等しく候補地とする。その場合にそもそも代替施設が必要かどうかから議論していく。その上で、普天間飛行場の代替施設が本当に必要かどうかという議論を沖縄だけではなく、あるいは政府だけではなく、広く行った上で必要だということになれば、沖縄の実情に鑑み沖縄以外のところできちんと公平な手続で移設先を決定するというような形—いわゆる民主的なプロセスによってやっていくというのが陳情者の趣旨だというふうに考えております。

これは、国民っていうのは難しい……、1700全ての地方議会に陳情送ってるということで、全国的に議論していただきたいというのが陳情者の趣旨ではないかというふうに考えております。

○宮城一郎委員 私の中でもいろいろ想像してみたんです。この国民的議論のやり方。ぱっと思いついたのは、今玉城知事がなさってるキャラバン等による—トークキャラバンか、いわゆる啓蒙といいますか、普及活動。それも国民的議論なのかなと思いますし、以前私がちょっとこの委員会で述べました、各都道府県で同じように県民投票、都道府県投票やったらいいんじゃないかなとか。あるいは少し陳情の文脈から見られるところで、国会で審議してほしいとかあるんですけども、国民的議論のやり方、方法論のフォーカスが少しぼやけてる感じがしていて、これをどういうふうに捉えていったらいいのかなっていうのを、ちょっとこの委員会の中で私自身はかりかねてる場所があるんです。

例えば、県も国民的議論のもとに解決していこうというところを、議会で本会議で公室長答弁なさったりしてるじゃないですか。例えば県はどの方法が、推しっていますか、なさろうとしてる感じですか。

○池田竹州知事公室長 今年度まずはできるということで、辺野古問題そして在沖米軍そして地位協定の問題などにつきまして、今、委員御指摘のトークキャラバンなどを通して、各地域—これまで東京での要請活動ってのは政府関係機関でありますとか、米軍関係機関という、そういったいわゆる公的な機関ではやってきてるところですけども、広く一般の方々対象にそういう、例えば地位協定の改定の必要性とかを訴えたことはこれまでなかったところなんです。そういった取り組みを引き続きやるとともに、そういった情報をインターネットやソ

一シャルメディアなどを活用しまして、幅広く関心を持っていただけるように取り組んでいきたいというふうに考えております。

○宮城一郎委員 県の考え方はいろいろ多岐にわたってやっていこうということなんですけど、この陳情に関して、陳情者と平成29年以降、例えばこの国民的議論のあり方について、県は陳情者と意見交換をする機会とあってありましたでしょうか。

○多良間一弘辺野古新基地建設問題対策課長 この陳情書で出された後、特にこの陳情者とこの国民的議論のあり方っていったようなものについて、意見交換なりというのを行ったことはございません。

○宮城一郎委員 では今県の考える国民的議論と陳情者の国民的議論ってというのは、また別のものであるということですよ。

○池田竹州知事公室長 陳情は議会に付託されたものに対して、県として取り組みを述べるという形、方針などを明らかにするというふうに考えております。

○宮城一郎委員 少し角度が変わるんですけども、この陳情者一私の記憶では、県民投票のときの陳情者のお一人でもあったと思うんですよ。参考人でお見えになってたしか答弁されてたと思います。

県民投票については、いわゆる間接民主主義、議会制民主主義を補うものとして直接民主主義が有用だと有効だということでの県民投票の訴えだったんですけども、同じ陳情者でありながら、今回はこの陳情者は議会にその解決を求めてきてる。いわゆる直接民主主義じゃない形ですね。間接民主主義のほうに解決を求めてきてて、少し手法が変わった一前回の県民投票と変わってる感を私は受けてはいるんです。

昨今の県民投票のときもそうでしたけども、議会が県民投票をさせない方向で議論をなさったり、またきのうは自治基本条例とかを廃止しようという、今まさに、特に沖縄県では直接民主制と議会民主制のあり方っていうのが大変注目されてる環境ではあるんですけども、何ゆえ陳情者が前回は直接民主制だったのに、今回は議会制民主制にこの答えを求めてきてるのかというところ、県が察するところがあれば、少しお話しいただきたいなと思ってるんですけど。

○池田竹州知事公室長 陳情者の多分代表の方が県民投票の実行委員のメンバ

一でもあったというのは私どもも確認してます。ただ、どういう趣旨でかにかましましては、ちょっと県のほうから考えを述べることは差し控えさせていただきます。と思います。

○宮城一郎委員 以上、質問は一通り終わりなんですけども、この国民的—新しい取り組みの陳情については、執行部とお話ししても非常にわからない点、いわゆる陳情者の考えが酌み取れない点が多いというふうに考えてまして、ぜひきょうの委員会の最後でも結構ですので、私どもの会派としては陳情者の参考人招致を求めたいと考えてます。各会派の参考人招致を求めることについてのお考えを少し意見交換の場を設けていただけたらな、ということをお願いして質問を終わらせていただきます。

以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

休憩します。

(休憩中に、照屋守之委員から、宮城一郎委員の質疑の中で、議会が県民投票をさせないという発言があったように聞こえたので、これはまずいのではないかとの意見が述べられた。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

宮城一郎委員。

○宮城一郎委員 今、県民投票の議論—過去の議論のところ、私の表現がちょっと適切じゃなかったという御指摘を受けました。それを踏まえた上で、おわびの上ちょっと訂正させていただきたいと思います。

県民投票ができない環境になりそうな自治体もあった—で大丈夫そうですか—県民投票の事実について多くの議論があった。

改めましておわびと訂正とさせていただきます。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

末松文信委員。

○末松文信委員 57ページの第70号本部港の辺野古への石材海上搬送のための使用許可の取り消しについてということですけども、これについて幾つかお

尋ねたいと思います。

まず初めに、本部港の今の使用状況、どんな状況になってるか教えてくださいか。

○照屋寛志土木整備統括監 本部港の旧塩川地区については、普天間代替施設の建設事業に係る土砂等の搬出が行われている状況でございます。

○末松文信委員 その港に土砂が搬入されてると思うんですけど、この搬入の際に国道449号を横断しますよね。その交差点は特に問題はありませんか。

○照屋寛志土木整備統括監 現場側の土木事務所のほうからは特に報告は受けておりません。特にどういう状態とかそういう報告は受けておりません。

○末松文信委員 そこで伺いたいんですけども、この国道449号の安和の琉球セメントの栈橋があるところの入り口交差点ですけども、ここは非常に交通渋滞が激しいと。トラックが四、五十台渋滞して、ほかの通行にも相当支障来たしてるということがあるんですけど、この実態をわかってますか。

○照屋寛志土木整備統括監 国道449についても県が管理する補助国道でして、土木事務所のほうからそこで支障になってるっていう状況は、報告を受けておりません。

○末松文信委員 私は地元の区長からあるいは地域の住民からもいろいろ要請を受けているんですけども、このトラックが四、五十台渋滞してるおかげで、一般の車両が通勤であったり、またそこ一琉球セメントに右折したりするとき、この右折しようとする一栈橋に右折しようとするトラックが信号待ちになってしまって封鎖されるときもあるそうです。それで大変困ると。これ何とかならんかという要請なんですけれども、これについて聞いてませんか。

○照屋寛志土木整備統括監 その件について、まだ事務所のほうから報告を聞いてはおりません。

○末松文信委員 これは警察のほうからも特に聞いてない。

○照屋寛志土木整備統括監 はい。聞いておりません。

○末松文信委員 それであれば、ぜひ現場に行って、検証して、その対策を練ってほしいと思いますけれども、いかがですか。

○照屋寛志土木整備統括監 まず、現場を確認してみたいと思います。

○末松文信委員 これは状況を少し説明しておくそうですね、この四、五十台のトラック、ダンプが、このセメントの棧橋に右折しようとしたときに、この土砂搬入に反対する活動家の皆さんが、ちょうど直進ですから、信号が直進の信号なんで、この間歩道を行き来してダンプが中に入れられない状況をつくっていると。そして信号1回で1台ぐらいしか通過できないと、右折できないと。こんな状況があるそうです。たまたまこの信号にひっかかったトラックがそこに往生して、ほかの車がそこを通り抜けようとするときにできないことが1つ。

もう一点は、四、五十台渋滞してるんで、あの国道449号は片側2車線ですよ。それが右折帯のほうに四、五十台いるから、内側の車線のほうには直進して来る車があると。この車が来るのが、屋部方面からセメントに右折しようとするときに見えない、非常に危険だと、こういうふうに言われています。やっぱりあれだけダンプも大きいですから一内側って言うんですか、外側とそこの直進車両は私も見てきたんですけども、ちょっと見えないと。確認できませんね。手前まで行ってのぞかないと見えない。こんな危険な状況にあることについて、これ何の手も打たないというのは、これはまずいんじゃないかというふうに思っております。

実は先ほどもその区長さんに確認したんですけども、もう一点は、この植栽帯に仮設のテントを張って、そういう活動家が占拠してる状況があると。これはずっと置きっ放しではないそうですけれども、昼はそこに張って、そこで休憩したりしてると。これは公共施設ですので、そういう人たちが勝手にそこを占拠するというのは僕はよくないと思ってますよ。また地域の皆さんもそれで非常に迷惑してると。こういう状況があるので、このことについては、誰が答えるかわかりませんが、ちょっと県としてどういう対策がとれるのか教えていただけませんか。

○照屋寛志土木整備統括監 安和棧橋の入り口の植栽帯にテントを立てているということですね。その部分がどういう敷地になってるのかも含めて、ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○末松文信委員　そこは植栽帯だそうです。ですから、国道は片側2車線ですから、それと歩道の間には植栽帯があるんですね。それと海岸の間にも植栽帯ありますけれども、そういったことでそこを占拠していると、こういう話ですので、ぜひ現場ごらんになって、道路管理者としてもしっかり対応していただきたいという思います。

それとこの交通渋滞の原因ですけれども、何とか解消してほしいと思ってるんですけども、何か具体的な—今まだ現場わからないっていうからしょうがないとしても、私としては信号機が一直進の信号しかない。右折信号をつければ、それなりの通行がスムーズになると思うんですけども、その辺はどんなですか。

○照屋寛志土木整備統括監　信号の設置等、それと改善とかは交通管理者の範疇でございまして、道路管理者では扱っておりませんので、この辺御理解ください。

○末松文信委員　道路管理者だからそういうあれはできないっていう話ではなくて、道路の安全を確保するために必要なことから、道路管理者としてはそれはやっぱり対策を講じる必要があるんじゃないですか。

○照屋寛志土木整備統括監　交通安全にかかわることと理解しておりまして、その辺は交通管理者の役割なのかなと考えております。

○末松文信委員　交通管理者はきょうは来てないですよ。さっきはこの案件聞いてなかったもんだからね。じゃあわかりました。いずれにしても地域の方が大変困っていますので、道路管理者としても、県警あるいは公安委員会とも連携とって、この対策をとってほしいというふうに思いますがいかがですか。

○照屋寛志土木整備統括監　まず現場確認させていただきます。

○末松文信委員　終わります。

○仲宗根悟委員長　ほかに質疑はありませんか。
渡久地修委員。

○渡久地修委員　1ページ、陳情第39号なんだけど辺野古の問題。ほかにもあ

りますけど、埋立工事が始まってから1年。12月14日ですから1年ということになりましたけど、当初の政府の計画は大浦湾側から埋立工事をやるということだったと思うんですけど、今やってるのは辺野古側ですよ。なぜ計画が変わったんですか。

○照屋寛志土木整備統括監 設計の概要においては一願書にある設計の概要においてはどこからということが表現されておりませんで、並行してという表現になっております。

○渡久地修委員 じゃあ今埋め立てやってるのは辺野古側だけですよ。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、辺野古側で埋立工事が行われております。

○渡久地修委員 辺野古側の水深っていうの、今埋立工事やってるところの一番浅いところは大体どれぐらいで、深いところはどれぐらいですか。

○照屋寛志土木整備統括監 浅いところは0メートル、波打ち際ですから0メートルで、ちょっと深いところについてちょっと今資料で探し切れないので、確認してからでよろしいでしょうか。

○渡久地修委員 わかりました、もう端的に聞きますけど、要するに辺野古側は浅いわね。大浦湾側が一番深いところはどれぐらいですか。

○照屋寛志土木整備統括監 30メートル以上あると聞いています。

○渡久地修委員 大浦湾側よ。一番深いところ。

○照屋寛志土木整備統括監 はい。

○渡久地修委員 90メートルというのは何ね。

○照屋寛志土木整備統括監 90メートルっていうのは、軟弱地盤が海面から90メートルのところまでであるということになっております。

○渡久地修委員 それでね、深い一大浦湾側が深いので辺野古の浅いところか

らやったということで、この前本会議で答弁して明らかになったけど、1カ年間で土砂が投入されたのは1%だったということを答弁しましたよね。これ合ってますか。

○照屋寛志土木整備統括監 本会議でもお答えしましたとおり、土砂量から進捗状況を換算するために防衛局に照会をしました。その結果、10月末時点で埋立区域②の1で必要となる土量に対して約7割、埋立区域②については約1割という回答をいただきました。これを換算したところ、全体で埋立土砂等の量が2062万立米必要ですので、その約1割、失礼しました1%ということを推計しております。

○渡久地修委員 1年かかって1%というと、この同じペースでいくとあと何年かかりますか。

○照屋寛志土木整備統括監 単純に割ると100年。

○渡久地修委員 100年。

○照屋寛志土木整備統括監 はい、1%ですので100になるには100年。単純に計算しますとそうなります。

○渡久地修委員 これね、この前テレビの報道番組の特集の解説者がこの1%ということを書いて、このままいくとこれ100年かかるんですよということを書いてたんですよ、100年。だからこんなものはやめるべきだと言って、今までそう言わなかったこの解説者がそう書いてたんですよ。だから僕きょうこの質問したわけよ。

だから辺野古側は言ったように浅いところだよ。浅いところでこれだけ。これから大浦湾側を始めるとしても、物すごく深い。で90メートル底に軟弱地盤がある。もっとかかる、だから今のままでいくと単純にいくと100年かかるわけよ。単純にいくと。だから、この解説者はこれはもう不可能に近いと。こんなのやめるべきだということを初めてこの人が言ってるから僕びっくりしたわけよ。だから今、国民の間でこういうことが知られてきてるっていうこと。

それで防衛大臣が—今度かわった防衛大臣が工期と予算について、幾らかかるんですか、あと何年かかるんですかと聞いたら、何て答えてますか。公室長わかる。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 その方がテレビでどのように工期というのを答えたのかは私は承知しておりませんが、我々のほうとしましては、軟弱地盤の工期で5年、それからその後に行われる大浦湾側の埋立工事で5年、それから埋立後の飛行場認証等の手続等で3年ということで、約13年かかるという形で計算しているところでございます。

○渡久地修委員 その方というのは防衛大臣は河野さんだろう、防衛大臣は。予算幾らかかるか、あと何年かかるか申し上げるのは困難でございます一たしかこんな言い方だった。今の時点、困難、明らかにできないわけさ。多良間さんが言ったのは当初のあれでしょ。本当に今政府は予算幾らかかるか、あと何年かかるかというのは明らかにできないって言ってるでしょ。どうね公室長。

○池田竹州知事公室長 答えぶりちょっと正確に覚えてるわけではないんですが、私ども工期と総費用を明らかにしてくださいと再三面談のときや大臣とお会いするときに申し上げてますけども、明確な回答はない状況でございます。

○渡久地修委員 だからね、明らかにできてないわけよ。だからそのテレビの解説者が言った、今のままでいくと100年かかるっていうのが本当にね、今の現実の……、大浦湾側の一もうこれは何度もやられてるから軟弱地盤、90メートル底の軟弱地盤というのは、今の日本の技術ではもう70メートルまでしかできないというのは政府も言ってるでしょ。どうですかそれは。

○多良間一弘 辺野古新基地建設問題対策課長 これまでの申請で出された政府からの資料におきまして、国内での地盤改良の施工実績としては70メートルまでのものであるという形でなっております。

○渡久地修委員 もっと言いたいことあるけど、だからこれは今のまま、今のままのペースでいったら100年かかるこんな無謀なものもうやめろっていうのが全国の世論にもなりつつあるから、ぜひ皆さんこれ堂々とやっていただきたいと思います。

それと、あと陳情の3ページのヤンバル上空オスプレイの飛行禁止を求める陳情、ヤンバル上空、それと北部訓練場とかありますよね。9ページ、11ページなんだけど、この前の本会議で9月議会で福地ダムにあれが落ちたら大変なことになるよという質問しましたよね。福地ダムっていうのは上の4つのダム

と全部連なっていて、県民の52%かな一水源地なのでもう水が一ここにへりが落ちたら完全に確実に断水、大変なことになるよということを皆さんに警鐘鳴らしました。

その件で、11月7日に私たち県議団で政府要請行ったんですよ。水源地上空での飛行直ちに禁止させなさいと。福地ダムに落ちたらどうなるかっていうことを政府は知ってるかということで、国土交通省のダムの担当者とか、内閣府とやったんです。そしたら一きょう水道局見えてますか。国土交通省のダム担当よ、福地ダムのこの全部一帯とつながってるところとか、そこがヘリパッドが、全部この訓練地域に幾つあって訓練地域と重なっているということを担当者かなのかわからんけど、はっきり知らなかった。僕あれ物すごいショックだったんだけどね。このダムの管理事務所と皆さんとこの問題共有されてますか。

○上地安春配水管理課長 今、渡久地委員おっしゃった福地ダム、新川ダム、安波ダムの流域については、北部訓練場に含まれているということで認識しております。漢那、金武ダムの流域についてはキャンプ・ハンセンの中に含まれているということでございます。

当然、沖縄県のダムを管理している北部ダム統合管理事務所というところもでございます。ところがございますけれども、その部署については当然承知して一お互いですね、そういう理解はしているところでございます。

○渡久地修委員 今度政府交渉やったときには、大変なことになるからということで訓練場撤去するべきだと、上空飛ばすなということやったけど、向こうの本省側ではその認識がないから、そこは皆さん方この沖縄県の、この総合事務局なりを通してでもいいから、そこはしっかりと情報一正確な情報を伝えたほうがいいと思うので、これやってもらえませんか。

○上地安春配水管理課長 我々のほうから直接ダムを管理する本省とやりとりするという事はそういうルートがない状態ではございますけれども、そのダムを所管してる国の部署については、そういったお話もしていきたいと考えております。

○渡久地修委員 あとこれとの関係、北部訓練場上空を飛ぶ問題とかいろんな問題で、僕は日米地位協定の問題で皆さん方が他国の地位協定やりましたよね。一番肝心かなめは、1つは国内法を適用させるかどうかだと思ふのよ。だから国内法を適用させる。ここは絶対譲ってはならない。ここが一番肝心な問題だ

と思うんですけどそれどうですか。

○池田竹州知事公室長 これまで5カ国ですね、ヨーロッパとオーストラリアで全てにおきまして国内法が原則として適用されている状況でございます。私ども、例えば航空法が適用されないなどで低空飛行が行われるといった問題があると考えてますので、国内法が適用されるというのは非常に大きなことだろうというふうに考えております。

○渡久地修委員 あともう一つ大きな問題が僕は他国でどうなのかっていうのをぜひ調べてほしいんですけど、県でも調査する必要あると思うんですけど、日本では日米合同委員会というのがあるわけよ。ここでこの全て国会にも諮らないで、日本のいろんな政治、これがどんどん勝手に決められて進行するという実態があるわけよ、合同委員会。この合同委員会、皆さんが他国調査したとき、地位協定のもとにこの合同委員会、ほかの国も全部置いてますか、どうですか。

○池田竹州知事公室長 まず、他国—ヨーロッパとオーストラリアですけども、安全保障関係の条約でありますとか、さまざまな文書の—まず全てが公表されてるわけではございません。イタリアにおきましては、両国の軍で構成する伊米合同軍事委員会ってというのが設置されてるっていうのは確認されております。

ヨーロッパそのほかの国につきましてはちょっと、公開—私どもが調べられたところではないんですけども、ひょっとしたら非公開の部分である可能性もありますので、把握はできておりません。今文献調査を進めております韓国におきましては、日米合同委員会とほぼ同じような形での韓米合同委員会が設置されてるっていうのは確認されております。

○渡久地修委員 結局全部あるということ。ないところもあるんでしょ。

○池田竹州知事公室長 ヨーロッパの国々でオープンになってないだけなのか、ないのかっていうのがちょっと文書が公開されてないものがあるということで、そこまでの確認はとれてません。オープンになってるのはイタリアだけだというふうに考えております。

○渡久地修委員 じゃあ今のところあるというのはイタリアだけね。

○池田竹州知事公室長 イタリアの場合は日本一日米の合同委員会と違いまし、いわゆる行政機関は入ってない、軍同士の合同委員会というふうな構成になっております。

○渡久地修委員 日本はいろんな経済の問題からもう全てこの合同委員会で、国会に諮らずどんどんどんどんやられていってるとい、本当にこの理不尽なことが起こってるわけよ。だからこの合同委員会廃止っていうのも、やっぱり他国のものを調査して、ぜひ打ち出す必要あると思うんですけどその辺はいかがですか。

○池田竹州知事公室長 合同委員会が確かに国会に報告する必要はないっていうふうに、政府のほうも答弁しております。合同委員会での決まり事というのは、我々県民・国民に影響を与えるもののがかなり多いのも事実ですので、まず、私どもは今、合同委員会の合意事項について速やかな公表を求めているところでございます。

○渡久地修委員 ぜひ皆さん方地位協定の他国の調査一生懸命やられてるんで、この合同委員会の問題もぜひ踏み込んでやれるようにしてください。
終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
山川典二委員。

○山川典二委員 よろしくお願ひします。

陳情56号米軍普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書に関する陳情、76ページですね。この中に陳情者からは中段のほうにありますけれども、要は普天間飛行場は唯一辺野古しかない。宜野湾市民9万人中2万人余の賛同を得て、この申請をしてるといことなんですが、それに対しまして、皆さんのほうでは陳情書処理の文章の下から3行目のほうですが、「県としては普天間飛行場の危険性が放置されることはあってはならず、宜野湾市と連携し、同飛行場の速やかな運用停止を含む一日も早い危険性の除去を求めています。」と記されておりますけれども、これ宜野湾市議会でも同様にこの普天間飛行場の辺野古移設を促進する意見書が可決されておりますね。市議会の意思は一つ今出ております。宜野湾市長も数日前の報道でも、もういつまでも普天間にこ

ういうこの宜野湾の市民のですね、生命・財産を脅かすような状況をつくるのかと。もう早く解決してほしいというような報道もありました。

今皆さんは県として、宜野湾市と連携して速やかに運用停止を含むというような答弁がありますが、この整合性はどういうふうなことなのでしょうか、御説明をお願いします。

○池田竹州知事公室長 私ども普天間飛行場の危険性っていうか代替施設としての辺野古移設については、軟弱地盤などの問題もあり困難だというふうに考えております。一方で、仲井眞県政時代に求めておりました5年以内の運用停止は当時の知事も、いわゆる辺野古施設とは関係なく普天間一宜野湾市民の生命・財産を守る観点から速やかに取り組むべきだというふうに述べられてたともいうふうに考えております。危険性の除去につきましては喫緊の課題ですので、辺野古の進捗一政府の立場であっても辺野古の進捗とかかわりなく進めるべきだという事で、この点の危険性除去については、普天間飛行場の負担軽減推進会議などでも宜野湾市から同様の要請が出てるというふうに考えております。

○山川典二委員 知事は代替案を示してないと皆さんそうおっしゃってるんですけども、これは改めて確認ですが、知事は代替案は国同士の国の専権事項だというふうに話をしておりますが、それは今でもそれは変わりませんか。

○池田竹州知事公室長 基本的に新たな基地のあり方というのは国のほうで議論して、当然地元の意向というのも私どもの辺野古に反対というのは県民投票でも示されてますので、それを踏まえて検討していただきたいというふうに考えております。

○山川典二委員 新たに代替案を示すという意思もありますか。

○池田竹州知事公室長 具体的な場所については県のほうから示せるような状況にはないというふうに考えております。

○山川典二委員 ただしかし、辺野古に基地をつくらせない、そしてあくまで普天間飛行場は県外・国外に移転してほしいというところでもうとどまっていますよね。しかし現実的には工事は進んでるわけでありましてね。その辺で、もう見解はいいんですけども、今万国津梁会議でこの基地負担軽減の議論があり、

もう終わりましたよね2回。その中で具体的に普天間飛行場移設に関する解決策あるいは解消策、そういう議論はあったんでしょうか。議論の内容かいつまんで御説明をお願いします。

○溜政仁参事兼基地対策課長 万国津梁会議につきましては、これまで2回会議を行っています。あしたも含めて今年度あと2回開催する予定です。

知事から出されたことが、沖縄の在日米軍基地の整理縮小についての検討ということで検討していただきたいということで出しておきまして、その中では当然普天間基地の飛行場の問題だとか、辺野古の問題というのも話—議論の中では出てきているというところですよ。

ただ、どのような何ていうんですかね、まとめといいますか、報告になるかというのは、これからあと2回議論があると思いますので、それを受けてからということになるということでございます。

○山川典二委員 今段階で、つまり最初から辺野古移設反対の立場の皆さんが委員の中にも散見されるわけでありまして、最初からゴールは見えてるんじゃないですか、この議論は。反対のための議論をまとめるってということにはなってますか。公平性がありますか。その辺はいかがでしょうか。

○池田竹州知事公室長 私ども委員の選定に当たりましては、これまで発表されてる論文、あるいは著作などをもとに三役調整の上、委員の就任をお願いしているものです。皆様それぞれ安全保障政策に関しては見識の高い方々だというふう考えております。

○山川典二委員 最初からこの委員の選定は最終的には知事が決定したという話なんですけども、あの顔ぶれを見ますと、やはり最初から辺野古移設反対の皆さんがってことはもう誰が見ても多少知識のある人だったらわかるんですよ。ですからやっぱり、これは現実的に今、日米で辺野古への移設を決めて、着々と一方に進んでる。だけど一方では、反対の議論を一生懸命やりながら訴訟も起こしている。なかなかこれ、平行線をずっとたどって前に進まない。もう既にこの普天間の基地はですね、1945年4月1日のアメリカが—米軍が上陸した以降につくられて74年間も普天間飛行場の、米軍の被害、基地被害等に悩まされてる実態がある。まだまだ続く可能性があるわけですよ。これについては本当に真剣に皆さんで議論されて認識してるんですか、解決策が本当はないんですか。

○池田竹州知事公室長 私ども政府が進める辺野古移設でも、現時点での埋立承認が出てる願書に基づいても、少なくとも13年。実際には軟弱地盤の問題などもありまして、それより恐らく時間はかかるものというふうに考えております。政府—辺野古が唯一と同時に速やかなってのも言うておりますが、少なくとも速やかな危険性除去には辺野古ではつながらないというふうに考えております。そのためにも、例えば所属機の長期ローテーション、県外・国外への配備など、具体的に危険性を除去する取り組みについて、これまで負担軽減推進会議などを通して、繰り返し求めてるところでございます。

○山川典二委員 この問題についてはまた後ほどどなたかが質問されると思いますのでそこで譲りますけれども、ちょっと視点変えまして辺野古にも関連するんですがね。陳情では18号とか43号とか嘉手納・普天間の騒音問題とか、米軍機の一航空機の質疑をしたいと思います。

那覇空港が来年の3月26日に供用開始予定でありますね。今、資料を見てほしいんですが、現在この旅客実績は1763万人、国内。国際が391万人。これは平成30年度の実績で、これ総合事務局からいただいた資料です。それによりますと、この滑走路が今回3000メートルが一滑走路が1本できたわけですけども、滑走路の処理容量っていうのが、これまでの13.5万回から24万回にふえる。総事業費が2074億円かけて、いよいよオープン—供用開始になりますが、そこで私の質疑は、かつて嘉手納ラブコンっていうのがありまして、2010年に返還されまして、今那覇空港で、那覇管制の進入路って形でやっていますけども、この中で実は普天間飛行場、それから嘉手納飛行場については米軍の専門の管制官が今この管制塔の中にいますね。そして国内のものは航空局の管制官が管制業務を行ってるわけですね。

ただでさえ今、嘉手納も普天間も含めて外来機がどんどんどんどん飛んでるような状況の中で、今回この滑走路がオープンすることによって、かなりの一先ほど説明したように24万回も—1.8倍ですか、現在よりこの離発着ができる可能性がある。そうしますと、これ御存じですか。アライバルセクターっていうのが御存じですよ。これちょっと説明していただけませんか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 詳細は公表されてないところではございますが、文献等で調べますとこのアライバルセクターは嘉手納飛行場を中心に長さ108キロメートル、幅36キロメートル、高さ600メートルから1800メートルの範囲で設定されているということでございます。そこについては、米軍の航空機

を中心に運用されてるということのようでございます。

○山川典二委員 補足しますと嘉手納基地を中心に南北に高さが600メートルから1500メートルの範囲で、おっしゃるように半径50キロの部分はこのアライバルセクターというのがあるんで、那覇空港から離陸したときに300メートルの壁っていうのがあるんですよね。これ以上上昇できないんですよ。これ全て米軍の航空域になっておましてね。これが実は9年前、約10年前に嘉手納ラプコンが移管されたんですけど、これは残されたんですよ。ここの部分の返還の議論が全く県議会でもないし、今ちょっとありませんね、執行部のほうからも。こういう議論はなされたことありますか。ちょっと記憶にないんですが。

○池田竹州知事公室長 アライバルセクターにつきましては先ほど述べたように、文献などで公式に政府がその存在を認めてないっていうのもございまして、私ども大阪運輸局の那覇空港のほうにもちょっと確認をしたことはあるんですけども、いわゆる近接した区域に複数の空港がある場合には、アライバルセクターって名前ではなくても、同様の区域制限は、例えば関西は3つの空港が割と近いところにあるので、そういった運用というのはいわゆる軍事空港ではなくても行われてるっていうのは説明、回答はいただいたところでございます。

いずれにしても、航空管制当局が存在というのはまだ公式に認めてないっていう面もありますので、引き続き情報提供は求めていきたいと思っております。

○山川典二委員 これ冬場ですと西側に50キロ、夏場は東側に50キロ、東側にかなりの米軍の航空域があるものですから、今回これだけ滑走路が一ある意味夢の滑走路ですよ。もう一本完成をしてこれから観光客もどんどんふえるでしょうし、既にちょっとデータ見ますとわかりますが、1日152便が国内の旅客便ですよ。そして国際線が週に今194便、それから貨物が週に35便ですが、これがまた倍近くふえる可能性が今後ある中で、このやはり米軍のアライバルセクター含めて、航空管制域っていうのは非常に支障が出てくる可能性があります。嘉手納基地あるいはその米軍、この普天間飛行場の一回オープンに際しての影響などはどういうふうに認識をなさってるか。あるいはそういうその米軍との議論のやりとりは防衛施設局含めてあったのかどうか。それをちょっと確認したいのですが。

○池田竹州知事公室長 第2滑走路につきましては基本的に企画部のほうで所管してると思っております。ちょっと記憶ではたしか当初第2滑走路ができて

も18万5000回ぐらいの離発着というふうに言われてたと思います。それが昨年ですか、24万回できるという、たしか官房長官が最初に口にされたと思いますが、その辺の調整っていうのは国土交通省が今米側とやっているとというふうに聞いております。

○**山川典二委員** ぜひその辺は情報をちょっと収集していただけないですか。それで滑走路の使用方法は、まだ正式決定ではないんですが、1つの滑走路は着陸専用にして、そして一方のほうは離陸専用にするという、そういうふうにして回していこうっていうふうな話もあるようですがですね、その辺もどの滑走路を離陸にするか着陸するかによって、先ほどの米軍の航空管制の空域との整合性をしっかりとりながらやっていかないとだめですから。当然一国土交通省の所管でしょうけれどもね。いずれにせよ、これせつかく第2滑走路ができてみんなでもろ手を挙げて賛成してるのに、なかなかこの辺の問題、影響が、まだ懸念されるんじゃないかなと本員は思うものですから、県の執行部としてもしっかりとその辺は情報収集されて、対応策をお願いしたいなと思います。

終わります。ありがとうございました。

○**仲宗根悟委員長** ほかに質疑はありませんか。

新垣清涼委員。

○**新垣清涼委員** いいですか、51ページと52ページの99号、116号。低周波音ですね。オスプレイが配備されたのはいつですか。

○**溜政仁参事兼基地対策課長** 平成24年の10月1日に6機、MV22が普天間飛行場へ移動しております。

○**新垣清涼委員** 県はオスプレイによる低周波音の測定調査をされてると思うんですが、その測定は県内何カ所、どこどこで、そしてどの期間調査をされたのか、お願いします。

○**普天間朝好環境保全課長** 今の航空機騒音の低周波音の自動測定につきましては、普天間飛行場周辺の4測定局で行っています。測定局のほうは野嵩局、新城局、あと宜野湾局と上大謝名局の4局で測定しております。

○**新垣清涼委員** 宜野湾以外でも調査されてますか。

○普天間朝好環境保全課長 今測定しています無人測定のほうは、宜野湾—普天間飛行場周辺のみで行っております。基本的には普天間飛行場周辺の4局で測定しているところです。

○新垣清涼委員 期間、何日間。

○普天間朝好環境保全課長 この測定局のほう、29年度から常時監視、365日24時間常時監視しています。

○新垣清涼委員 県はこの調査によって数値を集めて、これはどういう影響があるかという資料にするということで調査されてると思うんですが、人への健康影響というのは何が考えられますか。

○普天間朝好環境保全課長 低周波音につきましては、今環境省のほうで固定発生源—工場等、事業場等につきましては、参照値というものを設定しています。ただこのように航空機の移動発生源につきましてはそういう基準値等がありませんので、今測定結果をもとに、県のほうとしてはこのような基準値等の設定について環境省のほうにも要請しているところです。

○新垣清涼委員 固定されてる工場などについてはそういう参照値があるわけだけども、航空機など移動してるものについてはそれが示されてないということなんですけどね、でも沖縄県民はこの影響を受けているわけですよ。配備されてからもう六、七年なるわけですよ。そうすると、健康被害が出ている可能性があるわけですね。そういう意味ではやはりそういう固定されたもの—発生源にある参照値をもとにしてでもいいです。あるいは世界の中でそういう航空機によるその低周波音の健康影響評価というのか、そういうのが定められてるところがあれば、そういうものを参考にしてでも国が決めなければ、県が参照値として設定することは必要じゃないかと思うんですが、県民の健康を考えるために。

○普天間朝好環境保全課長 今の私どもの知る限り低周波音についての国際的なこういう基準値というのがなかなか外国でもない状況です。この健康への影響ということになりますとかなり高度な内容になりますので、今こちら県の測定結果をもとにまとめまして、それでそれをもとに環境省のほうに基準値等の

設定について今要請しているところということです。

○新垣清涼委員 それで例えば、オスプレイについてですが、アメリカでは民間地や一民間地というか人の住んでる一民間地じゃなくても学校、病院、そういうところの上空で人から何メートル離れたところで飛んで、要するにそれ以下で飛んではいけないというそういう制限があるのか、オスプレイ、アメリカではその辺はどうですか。

○溜政仁参事兼基地対策課長 オスプレイに限定してというのはちょっと承知はしてないところなんですけれども、米軍機につきましては日本においてはいわゆる特例法により最低高度に関する規定が適用されていないと。アメリカにおいてはヘリコプターを除く航空機は、密集地上空では一番高い建物から1000フィート、約300メートル以下の高度で飛行してはならないという規定がございますが、米軍機への適用についてはまだ確認されていないというところがございます。

○新垣清涼委員 米国ではおよそ300メートル上を飛ばんといけないというそういう基準がある。ところが日本では基準がない。そこが問題なんですよ。それでもう一つ疑問に思うのはですね、沖縄県一私は普天間飛行場周囲に住んでるものですから、本当に30メートル離れてるかなと思うぐらい、ひょっとしたらもっと近くかもしれませんね。パイロットの顔が見えるぐらいですから。そういうところを飛んでるんですが、本土のね一要するにヤマトではどのぐらい飛んでるか皆さん調査されたことありますか。どのくらいの上空で飛んでるか。住民の上空どのぐらい。

○溜政仁参事兼基地対策課長 これもちよつと厳密に調査を行ったわけではないんですけれども、例えば去る7月の全国知事会において、岩手や青森の知事さんから米軍機が低空で飛行訓練を行っている一問題になった事例について発言があったほか、また長野や高知などから米軍機によるものと思われる低空飛行についても発言がございました。その訓練に伴う低空飛行というのは沖縄以外の地域でも行われているという状況にあるのかなというふうには理解しております。

○新垣清涼委員 そこはですね、ぜひそういう市町村の基地周辺の住民を対象にして、調査をしていただきたいなと思うのは、私たちが委員会でいろんなと

ころに行ったときに、やっぱり東京でもオスプレイ飛んでるので見るんですね、あちこちで。ところが沖縄の私たちがいつも見ている光景と違うわけです。かなり上を飛んでるんです。それからすると、やっぱり沖縄県は相当なめられてるなという思いがあるんですよ。低空飛行多過ぎる。

だから県民はオスプレイが何度も落ちたり県内でしてるものですから、そういう見るたびに精神的に恐怖、あるいは音によって生理的な不安を覚えるわけです。そういう意味では、やっぱりその他府県ではどうなっているのかということぜひ調べて、そして同じように、宜野湾市ではこの間、緑が丘保育園あそこの上空を飛ばないでほしいって言って飛ばないようにすると言ってるけども、相変わらずそこを飛んでる。宜野湾市の周辺は学校・保育園・住宅いっぱいあって、病院もあって、どこを飛んでも本当にこのジグザグでいかない限りそういう上空一上を飛ばないことができないんですね。そういう意味では、早目にやっぱりオスプレイは沖縄から撤去してもらわんといかん。ぜひそういう取り組みを他府県の調査をしていただいて、そういう比較できるものを多くの日本国民に見せて、ウチナーでこんなことしてるよというのをあなた方許せるのかと、一緒になってこういう人体に影響のあるものはなくそうじゃないかという運動を進めていきたいなと思ってますのでよろしくお願いします。

終わります。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 25ページの178号のオール沖縄に対する陳情とですね、36ページ13号民意の尊重、62ページ6号の伊是名村議会、64ページ12号の渡嘉敷村議会、76ページ56号、辺野古移設に移設促進をする意見書。これ全て辺野古・普天間基地の縮小というテーマですから一括してお願いしたいんですけども、今の玉城県政、前県政から引き継いで辺野古反対ですけど、この問題解決ですね、具体的にどうしたいんですか。まるっきり見えないんですよ。この辺野古・普天間問題どうしたいんですか、解決のために。それ示してもらえませんか。

○池田竹州知事公室長 翁長知事そして玉城知事につきましては、普天間飛行場の辺野古移設では問題が解決しないということで、そのための話し合いを政府に繰り返し求めているところでございます。残念ながら十分な形で実現しておりません。

一方で普天間飛行場の危険性除去は放置できないということで、負担軽減推進会議などにおきまして、例えば所属機の県外・国外への長期ローテーション配備などにより、目に見える形での運用状況の軽減、そして運用停止に向けた取り組みを求めているところでございます。

○照屋守之委員 解決に向けて具体的にということをおっしゃるんですが、具体的なものは持ってないんですね。今、この全国でも、普天間、辺野古、この兩名護市と宜野湾市、そこしかないんですね。普天間も宜野湾でいいと言ってる。辺野古もいいと言ってる。それ以上の条件を県が責任持って全国探せますか。どうですか。

○池田竹州知事公室長 具体的な移設場所につきましては、やはり政府の責任で検討すべきだというふうに私どもは考えております。ただ政府はその検討に当たりましては、その地域の民意というものをきちんと考えるべきであり、県民投票などで示された辺野古移設—辺野古移設反対する民意というのは、政府においてもきちんと受けとめるべきであるというふうに考えております。

○照屋守之委員 ですからいつまでも国の責任ですよ。県の責任はどこ行ったんですか。これ平成8年から、池田知事公室長もよくわかるとおり、この23年間の歴史の中で国はどうしたんですか。勝手にやったんですか。県も一緒になって、県知事も一緒になって、名護市長も一緒になって、当時の宜野座村長も一緒になってやってきたわけですよ。場所も決めたんですよ。稲嶺さんと島袋市長と決めて今の位置ですよ。

国はそうやって県も一緒にやってきたのに、今一緒に協議してきた県は全て国の責任だという。これ解決できないでしょう。ギブアップしてるんですか。どうですか。

○池田竹州知事公室長 先ほどの、委員御指摘の合意につきましては、当時の稲嶺知事についてはそれについては納得してない旨の記者会見でコメントも出しております。必ずしも十分な形で合意されたものではないというふうに考えております。いずれにしても、既にこれだけの基地負担—0.6%のところから70%以上の米軍専用施設がある沖縄県におきまして、県民投票で示された7割以上の方が反対という民意ってのは尊重されるべきであるというふうに考えております。

○照屋守之委員　ですから尊重して、まず辺野古の工事をとめて、普天間を県外に持っていくという、そういう具体的な道筋をつくってくださいよ。それをつくらないで、結局二言目には国の責任、国の責任、という言い方でしょ。これ県民の立場からするとどう思いますか。国も県も一緒に進めてきたっていうのはもうわかってるでしょう。民意の尊重と言って、結局それはまた民意に転嫁するわけでしょう。非常に今沖縄不思議ですよ。今民意の尊重と言いながら、行政手続上は、今の県政一前の県政からですか、翁長知事のと時から行政手続上は埋め立て進めてるじゃないですか。そうでしょう。行政手続を進める方向でやってきたんでしょ。どうですか。

○池田竹州知事公室長　翁長県政時代の埋立承認の取り消しにつきましては、最終的に最高裁で敗訴したということで、取り消しを取り消したものでございます。その後、新たに一要するに承認の効力が復活した後、軟弱地盤など新たな事由によりまして、昨年8月に埋立承認の取り消し、いわゆる撤回を行ったところでございます。

ただ国のほうは、本来私人一私の人、国民を対象とした行政不服審査法を用いまして、その国土交通大臣の裁決を経た形で工事を進めていることから、今2件の訴訟を提起しているところでございます。

○照屋守之委員　ですからまず基本的に沖縄県が埋立承認をした。これ行政手続によってそれやったんですよ。それやったから国は工事再開するわけでしょう。港の使用もそうですけど、そういうふうに全部行政手続でやった。ですから外から見るとですね、民意で反対と言いながら県の行政としたら、県の行政としたら国が出す申請に対して一多少時間の変化はありますけどね。許可を得て工事が進んでるということですから県は反対、工事が進んでるという、こういう状況でしょう。どういうことですか。

○池田竹州知事公室長　国土交通大臣の裁決なり一よりまして工事が今も進められてるのは委員の御指摘のとおりでございます。私どもそれをとめるために、2件の訴訟を提起しまして、県の主張をしっかりと訴えてるところでございます。

○照屋守之委員　とまらないでしょう。とまると思いますか、とまらないんじゃないですか。

この最初のスタートの埋立承認。仲井眞知事でそれを翁長知事が取り消し。また翁長知事が埋め立てを承認をする。この埋立手続というのは、これがほぼ

全て思うんですね。和解もやりましたというふうなことでこれからの裁判行っていく。結局裁判を行ってもですね、全て裁判で、そのあとまた行政手続ですよ。今県はつくらさないといいながら、これずっと時間だけかけて何の成果もないじゃないですか。県民に対して約束したものが何も示されていないじゃないですか。そうはしながら自分の一みずからの責任を果たさないで、全て国の責任だという言い方でしょ。国は沖縄県の基地の整理縮小のために普天間を向こうに移しましょうと。キャンプ・シュワブがあって、新たな基地じゃなくてそこに移しましょう。面積も3分の1にしましょうと。客観的に見たら確実にこの分の3分の1になるから、整理縮小になって、これは跡利用して、新たな沖縄県の発展の基盤づくりがこの宜野湾市はできるわけですよ。向こうが言うのは当たっているわけですよ。ですからそれをだめだって言うんだったら、本当にとめてね、そうじゃないという。この普天間のものを、ここ、こうしましょうああしましょうって言って県が積極的にやって、それを国にも示して、国民全体にも示すということが、その取り組みが県の責任だと私は思ってますけどね。これ時間だけずっとたちますよ。どう責任を果たすんですか。

○池田竹州知事公室長 私ども訴訟だけで解決するということは考えておりません。これは国土交通大臣の裁決に基づきまして、例えば再三にわたる行政指導にも一切従わずに工事を強行してるため、やむなくといたしますか、訴訟提起してるものでございます。

普天間飛行場の解決のためには、やはり政府ときちんと話し合う、県民の民意などもきちんと向き合っていた上で話し合いを、いわゆる解決が一番、それしかないというふうにも考えております。一方で、そのためには普天間飛行場の危険性の除去について具体的に進める必要があることから、私ども、いわゆる普天間所属機の長期ローテーション配備、また離着陸回数でいきますと、オスプレイよりもCH53などのほうが多いという月もございます。例えばこの2つの機種の手数が長期間一半年とか1年間、県外・国外にローテーション配備されれば、普天間飛行場の離着陸回数というのはもう目に見える形で減るものと考えております。そういった取り組みを、我々政府に求めているところでもございまして、政府のほうもそういった危険性除去に向けた具体的な提案については真摯に受けとめて、米側と協議をしていただきたいと思いますと考えております。

○照屋守之委員 ですから解決するという統一した目標でやらないと、今のよう話し合いをする、そのあとの危険性がどうのこうのという話になる。結局本会議でもいろいろありますけれども、玉城知事が今の総理と1対1で、じか

にそういうこの問題について、腹割って対応したっていう、それは余り聞こえてきませんがね。具体的にいつやってるんですか。いつやりましたか、玉城知事は。

○池田竹州知事公室長 総理とは就任以来、数回面談の機会をいただいております。この問題に関しましては、例えば県民投票の終わった後に、その投票結果を携えて直接安倍総理と面談して、解決に向けた対話を呼びかけたものというふうに聞いております。

○照屋守之委員 いやですからやってるんですか。1対1で、大田昌秀知事と橋本総理が17回でしたっけ。ああいうふうな腹を割ってそういうふうな、1対1での知事と総理大臣、話し合い・対話、やってるんですか。

○池田竹州知事公室長 1対1かどうかは別としまして数回お会いしています。私どもは機会あるごとに総理、あるいは官房長官との面談を求めているところがございます。

○照屋守之委員 これ7月3日の新聞記事があって、この6月議会の一般質問通して対話の実効性一疑問、野党、問題指摘と連携並行、ということありますけど、ずっと同じことやってますね。ずっと同じことやってますよ。対話をする対話をする。今のように調整をする調整をするみたいな感じ。時間だけずるずるたっていくわけですね。

本当につくらさないということであれば、知事と総理が1対1で腹を割って話し合うしかないんですよ。もう日本の最高権力者と沖縄の権力の最高責任者、権力最高責任者、1対1の話し合いですよ。そこで腹を割って話しすればいいじゃないですか。知事は国会議員までやった人ですからね。そこは対等に話ができるんじゃないですか。ですからそういうふうなことを具体的にやらないで、幾らアメリカに行ってもなかなか通じませんから。だって意思決定者は国ですからね。ですから国はですね、やっぱりこれだけ本気になって、幾ら批判されようが普天間飛行場の危険性除去のためには辺野古移設しかない。そこはある程度金もかかる、時間もかかる、県民の理解もなかなか得られない部分もあるけど、とにかくそれやるしかないという形で覚悟決めてやってるわけですよ。そういう覚悟を決めてやってる国に対してですね、県も覚悟を決めていかないとだめですよ。本当にだめだって言うんだったらこうしよう、ああしよう、提案しないとだめですよ。だって普通にかかりますよ、じゃあどうしますか玉城

知事って聞かれますからね。いやそれはあなたが考えることですよということは、あの場では言えないと思いますよ。それは条件をつけるなり、対案をどうするなりというふうなことになると思いますけど、玉城知事は辺野古の皆様が受け入れをしている。その辺野古の皆様の立場を尊重する。宜野湾の松川市長、もうこれだけ時間かかってもう大変ですよと。もうここに至っては辺野古しかない。容認せざるを得ないという松川市長の立場も尊重すると明言してますよ。そういう意見調整とかやりながら、この問題解決のために本当に辺野古の皆さん方とか宜野湾市長とかそういう話でやってますか。

○池田竹州知事公室長 知事が確かに議会でそういうふうに述べられたのは私も聞いております。それぞれ、例えば宜野湾市長とは負担軽減推進会議などでもお会いしてますし、地元の普天間飛行場抱える地元の市長さんとしてのそういった気持ちを述べられてるというふうに私どもは考えております。

一方で、辺野古移設では解決しないと考える多くの県民がいるのも事実であります。その辺につきましても、やはり政府ときちんと話し合いを引き続き求めていくということになるかと思えます。

○照屋守之委員 玉城知事は辺野古受け入れする辺野古の区民の皆様方、もちろん玉城知事は反対する方々の意見を尊重しますよね。でも辺野古でいいという条件つきで賛成しているという辺野古の皆様方を一立場を尊重するって言ってますよ。松川市長の立場を尊重するって言ってますよ。両方尊重するんですから問題解決であれば、きちっとその皆様方も話し合いをして、この問題解決のために知事が動くべきじゃないんですか。

全ての県民の尊厳を大事にする一誰が言ってるんですか。誰一人取り残さない一誰が言ってるんですか、玉城知事でしょ。ですから、そういう知事が146万県民の全ての立場や権利を尊重する、尊厳も大事にするということですから、そこは反対する方も賛成する人も含めて、この問題解決どうするかっていうようなことをやれば問題解決は早いんじゃないですか、どうですか。

○池田竹州知事公室長 私ども県内のさまざまな御意見の方たち、お立場の方たちについて尊重するというのは知事がおっしゃってるとおりです。一方で、国のほうは繰り返しになりますけども、国交大臣の裁決をもとに工事を進めている状況もございます。まずは工事をとめていただくということで訴訟も提起し、引き続き話し合いについても求めているところでございます。

○照屋守之委員 いやですから、国交省、国の立場ではなくて、これ沖縄の宜野湾市と名護市、辺野古と宜野湾市の問題ですから、今もうここに集約されてるんですよ。知事は両方の立場を尊重するわけでしょ。全国にここしかないんですよ。ここしかないんですよ、この問題解決はここしか。ですからここを知事が両方訪ねて、しっかりどうするかっていうのを相談して、どうしますという形でやればはっきりしますよ。

周りが一幾ら、もうもう集約されてますからね、反対も賛成も。ですからここですよ。幸い知事は一ああ松川市長、あなたの辺野古容認の立場尊重しますよ。辺野古の皆さん方、よくぞ受け入れる、これを尊重しますよという立場で、保守中道の方ですからね。問題解決早いじゃないですか、どうですか。

○池田竹州知事公室長 政府の辺野古が唯一という立場からすると委員のおっしゃるとおりかもしれませんが、県民の多くは辺野古埋め立てについては反対という意思を示しております。そういった県民の多くの声についても、当然ながら配慮していく、尊重していくべきであるというふうに考えております。

○照屋守之委員 やっぱりそういう都合のいいように使い分けないでください。例えば自衛隊でもですね、自衛隊の配備でも当事者同士一国とそれぞれの市町村という形でやって、県はそれに対してどうのこうの言えないでしょ。当事者同士で決めていくんですから。こういうふうな事情の問題は、地元がどうかというのが大事なんですね。全てそうですよ。ですから地元と地元がオーケーということであれば、外から見る県はそれをきちっと見て、沖縄県はこういうふうになっておりますと。そこを国に伝えて、こういう状況ですという形で、地元がどうかっていう、もう絞られてますからね。それは早目にやってください。

そうしないと知事は全ての県民の尊厳を大事にする、誰一人取り残さない、こういうことを公に言って、私はこういう政治信念でやりますよと。これ平和、慰霊祭でもそう言ってましたよ。ですから、そういうふうな知事が、今問題解決ができるように普天間も辺野古も容認してるわけですから、そこはそれぞれの尊厳、それぞれの権利をしっかり見て対応するというふうなことしかないんだろうと思ってますよ。もし対案があれば別です。対案があればどうぞ出してください。それがなければ、今現状で解決できる、解決できる一番の早道を探したほうが私はいいと思っております。

以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。
當間盛夫委員。

○當間盛夫委員 新規の陳情いろいろと出ています訓練の部分だとかパラシュートの部分だとかあるんですが、公室長、今度馬毛島の移転が合意されたら、160億で。次年度の予算、次年度の予算案で調査費、馬毛島だとか種子島の部分での自衛隊のこの整備をするという調査費でも、5億円の調査費の案が出てるとい形になるんですが、これだけいろんな陳情も五十幾つかもうずっとためられて、沖縄のその訓練のものをどうにかしなさいということがあるんですけど、この皆さん今回この馬毛島の合意ということはどういうふうに見られますか。

○池田竹州知事公室長 私ども新聞報道を受けまして沖縄防衛局通して情報提供を求めているところです。ただちょっと余り具体的なちょっと資料等はまだいただいておりません。基本的には岩国に移駐した空母艦載機の訓練一夜間訓練のために、その候補地としての合意がされたというふうには新聞報道などで承知しております。

○當間盛夫委員 公室長ね、これ皆さんも覚えていると思うんですけど、一旦白紙状態に戻ったんですよ。用途の部分で代がえという一代がえっていう形なのか、この馬毛島ということが出たんですが、交渉が暗礁に乗り上げたということであったところ、粘り強い交渉の中でまた再度進めてきたという経緯があります。その中で、お亡くなりになった翁長知事もこの馬毛島を視察したわけですよ。その時点からこの馬毛島のあり方っていうのは沖縄県にとってどうあるべきかということは、皆さん僕はもう翁長さんがそういう形で視察もしたわけですから、これが合意された際には沖縄の米軍の基地の訓練のあり方だとかいうことは、皆さん研究すべきことではなかったんでしょうか。我々もずっとその質問してきたと思うんですよ。どうなんですか、その辺。

○池田竹州知事公室長 基本合意したという報道は承知しておりますけども、まだ最終的な具体的な利活用についても防衛から情報が来てないっていう面もございます。その辺の情報提供を受けながら、今後検討していきたいと思えます。

○當間盛夫委員 皆さん、何これ防衛からのそういった指示待ちになるの。積

極的に、我々その米軍のその過重な訓練の負担軽減をどうすべきだということを皆さんも再三言ってる、我々もそうすべきだということを、いろんな形で要請等々でやるというものからすると、皆さん今の状態っていうのは一あり方っていうのはちょっとおかしいと思うんですよ。それはあくまでも、そのマスコミ報道の中ではその艦載機の部分での離着陸の移転だということがあるんだけど、実際には、ただそれだけではなくて、これはあくまでも自衛隊基地になるわけですから、米軍がそのことを使うということの関連からすると、我々の沖縄におけるそのパラシュート訓練、嘉手納の問題にもあるんですけど、この伊江島で行われるパラシュート訓練にしても、そして高江で行われるオスプレイの離発着の訓練、今嘉手納飛行場で騒音問題になってる艦載機の離発着の訓練等々も、やはりそこでできるような仕組みをぜひ持ってもらいたいということを、これ早急に皆さん国に要請すべきじゃないんですか。

○池田竹州知事公室長 繰り返しになりますが、やはりどういった自衛隊の施設になるかっていうのがまだ見えてこない状況でございます。そういった情報を集めながら、どういった形でのものが考えられるかについては研究していきたいと思えます。

○當間盛夫委員 これ早急にやるべきですよ。もう調査で5億、5億円の調査費を次年度の予算でつけてやっていくわけですから、皆さん全部そういったものは後手ですよ。口でその分での辺野古の裁判のことは一生懸命やるけど、その基地負担のことは全くその防衛省頼みでしかないということは、これは矛盾するよ、その辺は。一番大事なのは沖縄の基地負担の全体の基地負担の軽減をどうするかということ、私そのことが一番大事だというふうにも思ってますので、皆さん公約で辺野古をつくらせないということもあるんでしょうけど、やっぱりこれは全体の基地負担の軽減を並行してどう進めていくかということはずべきだというふうにも思ってますので、これはもう提言として終わります。以上です。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、知事公室等関係の陳情に対する質疑を終結いたします。

説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。
休憩いたします。

(休憩中に、執行部退室)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、陳情の採決を行います。

陳情の採決に入ります前に、その取り扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情の取り扱いについて、議案等裁決区分表により協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情については、休憩中に御協議いたしました議案等採決区分表のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情平成31年第41号辺野古新基地建設の即時中止と普天間基地の県外・国外移転について、国民的議論により民主主義及び憲法に基づき公正に解決するべきとする意見書の提出を求める陳情外2件に係る参考人招致についてを議題に追加することについて協議を行った結果、意見の一致を見なかった。その後、金武町における照明弾落下事故についてに係る意見書及び抗議決議を議題に追加することについて協議した結果、意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

金武町における照明弾落下事故についてに係る意見書及び抗議決議については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

金武町における照明弾落下事故についてに係る意見書及び抗議決議の提出についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、意見書及び抗議決議の提出の可否、文案及び提案方法等について協議した結果、意見書及び抗議決議を提出すること、提出者は本委員会の全委員とし、本委員会に所属しない無所属の議員にも呼びかけること、提案理由説明者は委員長とし、要請方法は、県外は文書送付、県内は直接要請とし、議員派遣については議会棟においてその趣旨を直接要請することを含め、本委員会の委員を派遣するよう議長に申し入れることで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

議員提出議案としての金武町における照明弾落下事故に関する意見書及び同抗議決議については、御手元に配付してあります案のとおり提出することとし、提出方法等については、休憩中に御協議いたしましたとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件の申し出の件についてお諮りいたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した49件と本委員会付議事件を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

先ほど採決しました陳情に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、視察調査日程についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、視察調査日程等について協議した結果、別添視察調査日程案のとおり行うことで意見の一致を見た。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

視察調査日程につきましては、案のとおり決することとし、議長に対し委員派遣承認要求をしたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

なお、委員派遣の日程、場所、目的及び経費等の詳細な事項及びその手続につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された陳情等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦労さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 仲宗根 悟